

## 22. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者

### 法的権利

22.01 International Lesbian and Gay Association の 2009 年 5 月付け報告書『国家的ホモフォビア(同性愛嫌悪)』・同意に基づく成人同士の性行為を禁じる法律に関する国際調査によれば、男性の同性愛関係は違法であったが、女性の同性愛関係は合法化されていた(ただし、シャリア法を適用する一部の地域では女性間の同性愛関係も違法であった)。[23] 2006 年 7 月に更新された Amnesty International の報告書、性的少数者と法律：世界調査によれば、男性間の同性愛関係は違法であり、14 年以下の禁固刑の対象になる。また同報告書によれば、女性同士の同性愛は法の中では言及されなかったが、性同一性障害者については、「データも法的状況もわからなかった」。 [12k] (p9)

22.02 ILGA Report 2009 は、ナイジェリア連邦法 1990 の刑法典第 77 章から、同性愛に関する詳細条項を提供した。それによれば、

「第 214 節『以下に該当するすべての者、すなわち、

(1) 自然の理に反する人間同士の性交を行う者又は

(2) 動物と性交を行う者又は

(3) 男性に自然の理に反する男性又は女性との性交を許可する者

は、重罪犯であり、禁固 14 年を科刑される。

「第 215 節『前節に定める犯罪のいずれかを策謀するすべての者は、重罪犯であり、禁固 7 年を科刑される。』

『第 217 節『公的又は私的の別に関係なく、他の男性と猥褻行為を行う男性、若しくはこの男性と猥褻行為を行う男性を調達する男性、又は公的又は私的の別を問わず、男性同士のかかる行為を行う男性を調達しようと策謀する男性はいかなる者も重罪犯であり、禁固 3 年を科刑される。逮捕令状がない場合は犯罪者を逮捕してはならない。』』 [23]

22.03 同報告書で補足されたところによれば、

「ナイジェリア北部州がイスラムシャリア法を採択し、同性者間の性行為を犯

罪対象にしたことは注目に値する。男性間の当該行為の最高刑は死刑であるが、女性間の当該行為の最高刑は鞭打及び又は禁固刑である。シャリア法は多くの場合女性同性愛も禁止するため、連邦法とは異なる。

「かかる法律を採択した州は以下の通りである。

「Bauchi 州 (2001 年)、Borno 州(2000)年、Gombe 州(2001 年)、Jigawa 州 (2000 年)、Kaduna 州(2001 年)、Kano 州(2000 年)、Katsina 州(2000 年)、 Kebbi 州 (2000 年)、Niger 州(2000 年)、Sokoto 州(2000 年)、Yobe 州(2001 年)及び Zamfara 州(2000 年)。」 [23]

#### 22.04 USSD 2008 人権報告書によれば、

「連邦法の下に同性愛は違法であり、同性愛の実践は禁固 14 年以下で罰せられる。シャリア法を採用した北部 12 州では、同性間の性行為を行った成人は石打ちの刑に処される。ただし、[2008 年]を通じてかかる刑罰の科刑は確認されなかった。同性愛の禁忌は広い範囲で受入れられているため、同性愛を公表する人は極めて少ない。[3a] (第 5 節)

#### 22.05 2009 年 9 月 29 日に更新された FCO Travel Advice for Nigeria によれば、「同性愛はナイジェリア全域を対象とする連邦法の下に非合法化されているが、個人が起訴されることはほとんどいない。」 [2c]

シャリア法も参照のこと。

#### 22.06 2008 年 10 月の British-Danish 2008 事実調査使節団報告書 Fact-Finding によれば、

「LEDAP [Legal Defence and Assistance Project] 関係者によれば、ナイジェリア法には肛門性交に関する明示的定義がなく、肛門性交に関する法律は他の種類の合意に基づかない性的振舞い又は行為を扱っており、これをすべて『肛門性交』とみなす。肛門性交に関する法律の下では、いかなる者も自白がない場合は有罪判決を言い渡されることはない。肛門性交は立証が難しいため、肛門性交について慣習法の下に有罪判決を受けた事例はない。」 [20] (p33)

#### 22.07 2009 年 1 月 26 日の Human Rights Watch の論文『ナイジェリア：『同性別』結婚禁止令』によれば、

「ナイジェリア国民議会が審議中の『同性別結婚』禁止法案は、同性愛行為に対する既に厳格な国家刑罰の適用範囲を拡大するものであり、ナイジェリア国民のプライバシー、表現の自由及び結社の権利を脅かすものになる...下院はこの法案を **committees on Human Rights, Justice, and Women's Affairs** に委ね、合同公聴会が開かれることになっている。下院が第 3 読会で法案を承認する場合は、上院及び大統領も承認すると見られている...伝えられるところによれば、下院議員は『肛門性交』と HIV/エイズとの関係を引合いに出し、結婚禁止令を同性愛行為の抑止力とみなす見解を明らかにすることで、同法案の妥当性を主張した。しかし、調査結果によれば、ナイジェリアの HIV 感染の最大の原因は異性間性行為であることが証明されている。」 [22g]

22.08 同じ内容に関する 2009 年 1 月 28 日の **Amnesty International** の記事『ナイジェリア政府の同性別間結婚禁止法案は人権侵害に値する』によれば、

「現在国民議会で審議中の法案は、同性愛が既に非合法化されている国内で同性個人間の結婚を非合法化することを目的とする。この法案が可決されれば、『夫又は妻として共に人生を歩むこと[原文通り]、或いは同性者間の他の関係を目的とする同性個人の婚姻は、3 年以下の禁固刑が科せられることになる。

「この法案が可決される場合は、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者と目される集団の集まりを公私に関係なく家宅捜査する権限がナイジェリア当局に与えられる。この措置が実施されれば、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者と目される個人に対する暴力その他の差別行為が発生する危険性も高くなると思われる。またこの法案では、同性愛関係にあるとみなされる個人に対する措置に加え、『同性別結婚の挙式に立ち会い、これを扇動及び支援する』者に 5 年以下の禁固刑及び 2,000 ナイラ (14 米ドル)以下の罰金刑が認められている。」 [12h]

22.09 2009 年 10 月 22 日の **Behind the Mask** の時事報道によれば、

「宗教指導者は同性愛を禁じる厳格な措置を講じるよう政府に圧力をかけ続けているが、ここへきてナイジェリア同性別結婚禁止法案が可決するのではないかという憶測が広まっている。

「2009 年 9 月 28 日、アングリカン・コミュニオンの首席司祭選任 **Nicholas Okoh** 大司教 が『宗教を侵害しようとする重要な問題を抑制するのに必要な』

より厳格な措置を規定するようナイジェリア議会に要求した。Okoh は神託の教えに基づくと述べる同性愛に反対する厳格な思想でよく知られ、問題視される Peter Akinola 大司教と来年交代すると見られているが、同性愛問題を扱う祭にはその主導力が一層増すだろうと懸念される[執筆時点(2009年11月)では、COI Service は同法案が可決した事実を認識していなかった。] [73]

## 州当局による扱いと姿勢

22.10 2009年5月28日に公表された Amnesty International 報告書ナイジェリア編 – 2009 の記録によれば、「同性愛件嫌悪の感情は女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者に対する暴行を頻繁に引き起こしたが、実際のところ当局は十分な保護を提供する能力も意欲も示さなかった。」 [12e]

22.11 2009年1月14日に公表された Human Rights Watch 世界報告書 2009 によれば、「2008年9月、Lagos 州で女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者を支持する教会を糾弾するプレスキャンペーンが行われ、その後、警察は教会信者に対し嫌がらせ行為を行い、1人を3日間拘禁した。」 [22c]

22.12 2008年4月に公表された edgeboston.com (米国の男性同性愛者に関するニュースウェブサイト) がナイジェリアの男性同性愛者について報じたところによれば、「男性同性愛者に抗議する暴力事件の起訴事例は事実上確認されなかったが、同性愛行為の容疑者は頻繁に拘禁され、疑惑以外の根拠がない状態で拘束された...この恐怖キャンペーンによってナイジェリアは- 特に警察を含め - 男性同性愛者を狙った攻撃被害者を助けるために誰も何もしない場所に変わってしまった。」 [24]

22.13 British-Danish の 2008 FFM 報告書の続きによれば、

「LEDAP 関係者が補足したように、2000年から2001年にかけて北部12州でシャリア刑法が導入された。2003年から2007年の間に、シャリア法の同性愛者規定の下に20人が告訴されたが、いずれも有罪判決は下されなかった。これまでに10人ないし12人が石打ち刑を言い渡されたが、連邦裁判所の上訴で覆されたため、刑が執行されたことはない。

「Global Rights によると、シャリア法の下に同性愛行為で有罪判決を受けた者は zina として周知の鞭打ち100回の刑を受けることになっているが、4回目の実刑判決の場合は石打ちになる。肛門性交で有罪判決を受けた者は即座に死

刑に処されるが、シャリア法の下では 4 人の証人による証言がなければならない。」 [20] (p33)

#### 22.14 British-Danish の 2008 FFM 報告書がさらに補足したところによれば、

「2007 年 5 月、Lagos 州は独自の男性同性愛者禁止法を可決した。NGO Global Rights の広報担当によれば、[Lagos]州はナイジェリア最大の近代都市であるため、これは憂慮すべき事態だということである。同広報担当官によれば、この州では保守主義と不寛容の傾向が強まりつつあり、この傾向は性的志向が異なる個人にまで及んでいる。最近では、ズボンと体にぴったりした着衣を着用した女性が街中で逮捕される事件が発生し、この女性は下品な服装をしていたとして、『下品な服装』を罰する刑法第 249 条 a(i)の下に有罪になった(p34).. BBC News Online の報道によれば、2007 年 8 月、刑法にシャリア法を導入する(南部州) Bauchi 州で、肛門性交の罪で男性 18 人が Hisbah (宗教警察)に逮捕された。伝えられるところによれば、この男性は女装していたということで、『男性同性愛者の結婚式』に参列するために Bauchi 州を訪れたという。Global Right によれば、これは刑務所内での抗議運動に発展し、結果的に告訴に続いて行われた裁判では、性行為が行われたことが立証できない場合の無為又は放浪罪(シャリア法に定める公衆の面前での服装倒錯罪)に減刑された。

「2007 年 4 月の別の BBC News Online 報道によれば、Kano 州で同性者同士の結婚式挙行した女性 4 人が訴えられた [原文通り]。別の BBC News Online の報道によれば、被告側の女性達は、『結婚』した容疑を否認し、Hisbah Board に異議を申立てる意向を示した。Hisbah の副署長は以下のように話した。この女性達は 2 つの刑罰のいずれかを求刑される。婚姻女性の場合は、姦通罪が適用されると思われるため、石打ちによる死刑が言い渡されるだろう。未婚女性に対する罰は鞭打ちになると思われる。Global Rights のある代表が補足したところによれば、地元 Hisbah が証人を提示できない場合は、告訴は取り下げられる。

allAfrica.com ウェブサイトに公表された報告によれば、2007 年 10 月に Abuja でも別の事件が発生し、男性 2 人が同性愛行為の容疑 Abuja 治安判事裁判所に出席した。伝えられるところによれば、この男性らは違法性行為を行ったとして自警団に逮捕された。男性の 1 人は相手に騙されたと主張し、保釈された。 [20] (p36)

#### 22.15 Pink News は 2006 年 2 月 28 日の記事の中で、軍の男性同性愛者に対する差

別事件について報告した。2006年のThe Pink Newsの報告によれば、士官候補生15人が同性愛行為を行った容疑について調査が行われた。容疑を取調べる意図で尋問委員会が設置された。身体検査を行った結果、士官候補生が同性愛行為を行ったことが判明した。士官候補生はその後士官学校から追放された。

[16a]

- 22.16 Global Gayz が言及した2009年6月24日のあるオンライン記事の報告によれば、「Edo州警察署は今日、Benin市で同性愛者3人を逮捕した。3人は常習犯罪者として引き回されテレビに映された。同署のPublic Relations officerの話では、ナイジェリアでは同性愛は犯罪行為であるため、3人は法廷で裁かれるということである。」 [74]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 社会的処遇と態度

- 22.17 edgeboston.com のナイジェリアの男性同性愛者に関する2008年報告書によれば、

「アフリカ – 男性同性愛者を優遇する文化又は政府ではないことで知られる大陸 – の中にあるにしても、ナイジェリアは男性同性愛者には特に、そして女性同性愛者対しても悪意及び暴力の激しさに目立っている。

「Changing Attitude Nigeria [LGBT 宗教 NGO] 所長 Davis Mac-Iyalla は次のように述べている。『植民地支配の文化的遺物と国政を左右するキリスト教及びイスラム教信仰が助長した政治工作によって、ナイジェリアはアフリカ諸国の中で同性愛者が公然と生活することが最も困難な国の1つになった...死又は重大な暴力の現実的脅威は、政府の法的措置ではなく、集団暴行及び法の立場にある警察の独断的措置に起因して発生する。こうした理由から、南北の地域差はほとんどない。』」 [24]

- 22.18 British-Danish の2008 FFM 報告書で補足されたところによれば、

「ナイジェリア NGO の Civil Liberties Organisation (CLO) との会合において、広報担当官は次のように述べた。ナイジェリアでは同性愛的行為又は振舞いは

それが慎重に又は内密に行われる限り寛容な扱いを受けると思うが、同性愛者が公の場で愛情表現を行う場合は、社会的品位に反するとして逮捕される可能性がある。又同氏によれば、ナイジェリアでは同性愛者に対する暴力はあまり見られない。国民は機能が不十分で腐敗した警察をほとんど信頼していないため、同性愛者が同性愛者であることを理由に暴行を受ける脅威を社会が保護しようという動きがあるというのである。しかし、**Global Rights** の広報担当者によれば、同性愛者に対する暴力は広い範囲で見られ、少なくとも同氏の意見では、同性愛者を否定するこの社会的姿勢は、肛門性交の告訴取り下げを求めて警察に賄賂が提供される場合でも、これによる告発又は立件の **65%**は続行されるという事実反映されているということである(p34)... 『**Yawning Bread**』のウェブサイト公表された報告によれば、**2002年4月に Jigawa 州 Birnin Kudu College** で1人の学生が男性同性愛者であることを疑った学生仲間に殺害され、**2006年初めには女性同性愛者のカップルが寝室の窓から酸攻撃を受ける**という事件が起きた。この襲撃事件で女性の1人が死亡しもう1人は病院に搬送された。

「**Global Rights** 代表の話では、**2006年に Cross Rivers 州**で、女性同性愛者の疑惑をかけられた複数の女子が、中学校から追放された。学校当局によれば、女子学生は『普通の女子のように見えなかった』ということである。[20] (p36)

22.19 **Pink News** の **2009年2月16日**の記事が記録したところによれば、「ナイジェリア外務相は **UN review of human rights in the African nation** に対し、ナイジェリアには女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者又は性同一性障害者はいないと述べた...ナイジェリア政府高官が **UN** に提出した報告には、ナイジェリアでは性的少数派は確認されていない。男性同性愛者及び女性同性愛者協会に正式に登録された者はいないと記載されている。」

22.20 同記事の続きによれば、

「**Young Humanistas Network of Nigeria...** は、[外務相]**Madueke** に対し...『一部の行政委員の支援を受け国民議会が同性愛者の活動を非合法化する法律の制定に向けて準備を進めていることを忘れて』と非難した...人権擁護活動家によれば、**Alliance Rights Nigeria** の **Dare Odumade** は **2003年に Nigeria National Homosexual Conference** を主宰し、**100人を超える国民が出席した。**」  
[16b]

22.21 **2009年8月11日の情報要請に対する Immigration and Refugee Board of**

Canada の回答『社会及び政府当局による同性愛者の扱い；同性愛者の虐待被害者が利用できる資源と保護措置(2008 –2009 年 8 月)』は、「United Nations Integrated Regional Networks (IRIN)の「Abuja では男性同性愛者を受容する少数のクラブの存在を記載するという未確証の記事に言及したが、この記事によれば、男性同性愛者は隔離される[原文通り]傾向にあり、ナイジェリアでは『男性同性愛者であることは見えない存在であることを意味する。』という記載もある」 [38h]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 23. 障害者

23.01 2009年2月25日に公表された米務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「雇用、教育、保健医療又は他州のサービス提供を受ける機会における身体障害者及び精神障害者への差別を禁止する法律はない。障害者(原文通り)のための物理的アクセス可能性を義務づける法律はない。

「障害者は社会的に不名誉、搾取及び差別に直面し、自身の家族から不名誉の原因とみなされることが多かった。家計に貢献できない障害児童は負担とみなされ、徹底的に無視される場合もあった。貧困障害者は路上で物乞いをしていた。

「政府は Lagos 州 Abuja で職業訓練センターを運営し、貧困障害者の訓練を行っている。他の各州も視覚障害者の支援施設又は身体障害者の自立支援施設を提供した。障害者が設立する非政府自助団体も増えている。これには Zaria 州の Hope for the Blind Foundation、Kano Polio Victims Trust Association、Joint National Association of Persons with Disabilities 及び Comprehensive Empowerment of Nigerians with Disabilities などがある。」 [3a] (第5節)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 24. 女性

### 概観

#### 24.01 2009年1月に公表された2008年の出来事を扱う Freedom House 報告書 2009 ナイジェリア編が述べたところによれば

「ここ数年で教育の機会を阻む壁は低くなってきたが、ナイジェリアの女性は現在も社会差別を受けている。一部の民族集団では、女性は財産の平等な相続権を与えられず、配偶者による強姦は犯罪とみなされない。正確な事例は周知でないが、女性器切除(FGM)を受けている女性は多い。連邦政府は FGM に公然と反対するものの、この慣行を禁止する措置は講じなかった。シャリア法を準拠法とする北部州では、女性の権利の深刻な後退が見られた。労働力及び売春目的の国内外の人身売買の増大が報告されている。政府は 2004 年に人身売買を非合法化し、加害者を罰する公的機関を設立したが、既存の規定は不十分である。UNICEF によれば、現在ナイジェリアの児童就労者は 1500 万人に上り、このうち 40%が人身売買の危険に瀕しているということである。一部の組織の報告では、妊娠した 10 代の少女に墮胎を約束する違法な取引があり、出産まで拘束してその後平均 350,000 ナイ(2,400 米ドル)で売られるということである。」 [30]

#### 24.02 2008年7月3日付けで公表された Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women (CEDAW)のナイジェリアに関する 第6回報告書では、ナイジェリアで見られたいくつかの展開が記載された。それによると、

「委員会はジェンダー平等及び女性の地位向上の促進に向けた包括的枠組みである 2007 年の National Gender Policy の採択を歓迎する。委員会はこの政策の全面実施及び運営を徹底するのに必要な措置を講じるよう同締約国に勧告する。委員会は、2004 年の第 4 回及び第 5 回の一括定期報告書の検討以来、教育、健康、妊産婦の健康と栄養等の分野について多くの戦略、政策及び計画が採択されたことを歓迎する。

「委員会は女性の権利及びジェンダー平等の促進において、締約国と NGO その他の市民団体が、協議、タスクフォース又は委員会の委員及び法令策定への貢献という形で緊密な協力関係にあることを評価する。委員会はかかる協働関係をさらに発展させるよう政府に勧告する。

「委員会は締約国がアフリカの女性の権利に関する人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章、並びに人間及び人民の権利に関するアフリカ裁判所設立に関する人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書を批准したことを称賛する。」 [61] (p2)

#### 24.03 同じ資料が懸念分野について述べたところによれば、

「...1985年に留保事項なく批准したにもかかわらず、[CEDAW]は国内法の一部として全面的に適応されていない。

- 「...ナイジェリアの女性がナイジェリア人男性と同じ基準で外国人配偶者に国籍を付与することを認めない...差別的憲法規定...重傷を負う場合を除き妻への暴行を折檻とみなす法律、特定就業部門における女性の夜間就労を禁じる法律...及び女性被害者に対する性的虐待を軽犯罪に分類する法律を含め、連邦及び州レベルの差別的法律.....さらに...『ナイジェリアにおける女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及びその他の関連事項』と題する法案は国民議会で承認されなかった。」

- 「18州が最低婚姻年齢を18歳に定める子供権利法を採択したが、憲法では女性は婚姻時に成年に達するとみなされるとあり、これによって早婚を支持している。

- 「...締約国の法体制は3つに分割されており、制定法、慣習法及びシャリア法の適用により矛盾と非一貫性が創出され...[これによって]それぞれの法律に婚姻、離婚、親権及び相続に関する差別規定が生じる。

- 「...家庭及び社会で女性を差別し、その従属性を永続化させる家父長制的態度と女性の役割と責任に関する根深い固定観念。

- 「...国の一部の地域における依然として高い女性器切除の発生率...[及び]この有害な伝統的慣習を禁じる国内法の不在。

- 「...家庭内暴力を含む女性に対する暴力が依然として蔓延しており、女性に対する暴力に取り組む法令が十分に整備されていない点...「保護施設を含む被害者へ福祉業務の多くが非政府組織により提供されている上、財政援助を含め締約国の支援が限られている。

- 「政府が講じた措置に反して、人身売買は依然として問題であった。
- 「...女性は依然として政治や市民生活で過小評価されており、特に主導的地位や意思決定に関わる地位においてはその傾向が顕著である。
- 「...解消されない男女間の賃金格差、女性の失業率上昇及び特定部門、つまり農業、畜産業及びサービス業における女性就労者の集中...非正規部門に占める女性の割合が高いために、正規の社会保障プログラムから疎外されていること...健康と妊娠出産に関する女性の特定ニーズを認めていない工場就労法及び婚姻女性の入隊を禁じ、女性警官に書面による婚姻許可を要求するナイジェリア警察規則...民間部門特に金融部門で見られる産休及び婚姻歴に関する差別的慣行...職場における性的嫌がらせの蔓延とこれに対処する法令及び措置の欠如。
- 「...特に農村地域における女性の危険な健康状態、並びに医療施設の不足と不十分な設備...ナイジェリアの女性及び少女に悪影響を与えるマラリア及び HIV/エイズの高い感染率。
- 「...妊産婦の極めて高い死亡率...出生前及び出生後管理、産婦人科サービス及び家族計画情報を含む保健医療サービスの女性及び少女の利用機会が特に農村地域で不十分である。
- 「...女性、特に農村地域の女性及び母子家庭に蔓延する貧困...土地所有権、財産管理及び相続に関する差別的慣行により、女性の経済資源及び信用機関並びに融資機関の利用機会が制限されている。
- 「...性的暴力その他の形態の暴力を受ける危険が増大し、保健医療、教育及び経済的利益を受ける機会が欠如した難民キャンプにおける不安定な生活条件に特に照らした場合の女性障害者、武力衝突や紛争による避難民女性を含む国内避難民女性の状況」 [61]

少女に関する情報については、児童、又女性の人身売買に関する情報については 人身売買を参照のこと。

## 法的権利

24.04 平等は憲法の定めるところであり、性別に基づく差別は禁じられるが、政府はこの法律を実行的に実施しなかった(USSD 2008 人権報告書 ) [3a] (第 5 節)

24.05 Nigeria Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women (CEDAW) NGO Coalition の内部報告 2008 によれば、

「法の前の平等は、法における差別のない平等な扱いを前提とする。

「憲法第 17 節 (a)の規定によれば、すべての人民は法の前に権利、義務及び機会の平等を与えられる[。] 第 17 節 (e) は裁判所の独立、公平及び完全性を宣言し、それに対する理解しやすい説明責任の保証と維持を義務付ける。人間の[原文通り]権利に関する憲法規定、特に第 42 節は、差別を禁止し、法の前の不平等を非合法化するのに対し、第 6 節 (6) (b) は裁判所に司法権限を付与する (p55)...この憲法規定にもかかわらず、法令集には本質的に女性を差別する規定が記載されるため、他の規定の適用でも法の前の精神と原則が否定されている。ナイジェリア現地法及び政策に関するジェンダー監査では、多くの法律文書が差別及び/又はジェンダーに無頓着であることが明らかにされている。

「法の下での女性の不平等な扱いは、主に制定法、慣習法及びイスラム法を介した異なる 3 つの法制度の併行実施によって助長された。上記の法律は原則、定義、手続きにおいて相互に異なり、多くの場合その適用に差別が見られる。これは法律上の女性に対する不平等格差を拡大してきた。ナイジェリア社会の家父長構造も依然として、法の前の平等を促進する法律及び政策の導入及び執行を妨げる要因である。 [31] (p56)

## 政治的権利

24.06 2009 年 10 月 28 日に最終更新された CIA World Factbook によれば、普通参政権は 18 歳からである。 [52] 女性の政治参加に関する Inter Parliamentary Union のデータベース (2009 年 10 月 30 日閲覧)によれば、ナイジェリア(南部)は 1958 年に投票及び立候補権を獲得したと記録されている。ナイジェリア(北部)には 1978 年に同じ権利が付与された。 [53]

24.07 2008 年に公表された Nigeria CEDAW ([United Nations] Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women) の NGO Coalition の内部報告書によれば、

「2006年の国勢調査報告書によれば、ナイジェリアの国家人口に占める女性の割合は**48.78%**であるが、この人数の力はナイジェリアの政治生活及び意思決定プロセスに相応に表現されなかった。この人口比率から見ると女性は国民議会、州議会及び地方自治体議会において十分に代表されていない。全くないか極めて少ないかのどちらかである...指導部及び意思決定機関からの女性の組織的排除は、ナイジェリア社会の家父長制構造によって更に悪化している。

「ナイジェリアの政治を特徴づける財務能力の欠如と暴力の文化も、女性の政治領域における過小代表性原因であった。女性の出馬希望者の指名登録に対する党の方針はほとんどがそれを放棄するか、助成金を出して支援するかのいずれかであった。これは指名登録の獲得に必要な莫大な費用を経済的に調達できる女性がほとんどいないためである。こうした女性は最終的に男性候補者に出馬を譲るよう要請される (p27)...前回の [2007年] 大統領選挙では、出馬希望者の中で副大統領候補として出馬した女性がいなかったため、要請者**30**人を超える大統領候補者のうち女性候補者はわずか**1**人であった。全国州知事選挙でも出馬希望者は**15**人もいたが、知事選の女性立候補者は**1**人も現れなかった。全国**36**州の中で**5**人の女性が副知事を務めているが、この代表率は全体の**13.8%**である (p29)...連邦、州、地方自治体レベルの意思決定機関に占める女性代表の割合は**5%**未満である。 [31] (p30)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 社会的権利と経済的権利

24.08 Freedom House が 2009 年 7 月 16 日に公表された 世界の自由報告 2009 の中で述べたところによれば「ここ数年で教育の機会を阻む壁は低くなってきたが、ナイジェリアの女性は現在も社会差別を受けている。一部の民族集団では、女性は財産の平等な相続権を与えられず、配偶者による強姦は犯罪とみなされない。 [30]

24.09 2009 年 2 月 25 日に公表された米務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)によれば、

「一部の女性は産学界においてかなりの進歩を見せたが、女性全体を見ると依然として周縁化されている。女性の土地所有は法的には禁じられなかったが、一部の土地保有制度の慣習の下では、土地を所有できるのは男性だけで女性は

結婚又は家族関係を介する以外に土地利用権を取得することは許されなかった。また多くの慣例により、女性は夫の財産を相続する権利を認められなかったため、義理の家族が亡夫の全財産を事実上取得する時点で、多くの寡婦が極貧状態に陥った。

「国内の一部の地域では、夫に死なれた女性は伝統的な差別的慣習及び経済的剥奪により、悲惨な条件に遭遇した。東部地域を中心に行われる『監禁』は、寡婦が受ける剥奪儀式の中で最もよく見られるものである。監禁された寡婦は文化的に義務付けられた服喪期間の一環として、1年の間社会的制約下に置かれ、髪を剃り黒い服に身を包むものとされた。寡婦は夫の財産の一部とみなされ、夫の家族に『相続される』地域もあった。」 [3a] (第5節)

#### 24.10 同 USSD 報告書によれば、

「女性は相当の経済的差別を経験した。女性が特殊分野に就職することを禁じる法律はないが、伝統的慣行及び宗教慣行の下で差別を受けることが多かった。Nigerian NGOs Coalition は、民間部門における、特に雇用機会、上級職への昇進及び給与の平等の面で女性差別に関する懸念を示した。信頼できる報告によれば、多くの企業が『妊娠』したら『解雇』の経営方針を掲げていたということである。女性は依然として正規部門の就労者が少ないが、インフォーマル経済では重要な役割を果たしている。商業部門の女性雇用数は毎年増加しているが、同一労働同一賃金に預からなかった。国連開発計画が公表した人間開発報告 2007/2008 によれば、女性の賃金は男性のわずか 40% で、母子家庭の女性が商業信用の獲得や税額控除又は払戻金の取得が難しかった。未婚女性は特に多くの差別に耐えていた。 [3a] (第5節)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 女性に対する暴力

#### 24.11 USSD 2008 人権報告書によれば、

「[2008 年]を通じて家庭内暴力は広い範囲で見られ、多くの場合社会的に容認される傾向にあった。配偶者の虐待、特に妻の殴打に関する報告が頻繁に確認された。警察は通常、家庭内争議には介入しなかったが、これが社会問題になることはほとんどなかった。刑法・北部ナイジェリア法 1963 第 89 条では、

視力、聴力及び言語能力の喪失、顔面変形又は生命を脅かす怪我と定義される『重大な危害』に至らない限り、妻を折檻するために夫が物理的手段を行使することが認められている。農村地域では、裁判所も警察も夫を虐待で正式に告訴した妻を保護するために介入することを本意としなかった。2003 Nigeria Demographic and Health Survey (NDHS)によれば、女性の64.5%と男性の61.3%が、食事を焦がした、或いは時間通りに食事を用意しなかったなどの6つの規定理由のうち少なくとも1つについては、夫による妻の殴打は正当化されることに同意した。[3a] (第5節)

24.12 2008年7月に公表された Nigeria CEDAW Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women)の NGO Coalition 内部報告書によれば、

「ナイジェリアの女性は、主にナイジェリア社会の家父長制に起因する様々な形態の暴力に苦しんでいる。ナイジェリアの女性が受ける様々な形態の暴力には、家庭内暴力(妻に対する殴打及び暴言、精神的及び心理的虐待、配偶者による強姦など)、特に教育機関、企業及び警察の拘禁中における性的嫌がらを含む性的搾取、強姦、人身売買、強制売春、強制結婚、寡婦儀式、及び女性器切除などがある...公的機関又は民間機関を介して、女性を暴力から保護するための有効かつ実行可能な政府措置が講じられた事例はなかった。女性に対する暴力(禁止)法 2003 は国民議会(議会)で正式に審議されなかった。家庭内暴力防止法 2005 は第1読会及び第2読会で可決されたが、委員会レベルでは通過しなかった。暴力根絶法案 2006 は国民議会の第1読会を通過しただけであった。全国36州のうち、家庭内暴力法を制定したのはわずか4州 [Ebonyi 州、Jigawa 州、Cross Rivers 州及び Lagos 州]であった...ナイジェリアでは女性の3人に1人(原文通り)が、形態の違いはあれ少なくとも1度は暴力の被害者になっていた。女性に対する暴力の実行者は、主に夫、父親、血縁者(基本的には暴力を受けた女性と面識があるもの)であった。暴力の慣習は、女性に対する暴力、特に家族成員による家庭内暴力等に関する沈黙の文化によってさらに助長されている。女性のほとんどが女性に対する暴力行為が人権侵害の1つであることを認識していない。認識している女性もいるが、不名誉を恐れて、結局は暴力を受けても黙って耐えている。ナイジェリアの多様な民族集団は、女性に下等な役割を割り当てるのが最も文化的かつ伝統的な信念体系であり、これは女性に対する暴力をさらに助長する原因になっている。ナイジェリアには女性に対する顕著な形態の暴力に関する法律がないため、女性に対する暴力行為のほとんどが女性の作為又は不作為を理由に正当化される。ナイジェリア北部州の女性は特に、子供の手厚い養育や夫の食事を時間通りに並べることなど、その義

務を怠る場合は夫が妻を罰することができるという意見を持っている。」

「女性への暴力に関する国際法及び国内法の規定は、警察官及び慣習裁判所の判事の知るところではなく、場合によっては高等裁判所の判事さえ知らないこともある。このため、警察官は女性に対する暴力事件を、家族内で解決すべき家庭の事情(私的問題)として却下してしまう。一方、慣習裁判所の判事は暴力に関する国際法及び国内法の規定に一切依存せず、女性への暴力を助長する場合でも慣習法をそのまま適用する。ナイジェリアでは異なる3つの法制度が併行実施されているが、これも差別的慣習法への王手を阻む難問である。ナイジェリアでは、暴力被害者の女性は離婚訴訟(離婚女性にまつわる不名誉を理由に、東部州では滅多に要求されない)を除き、裁判所で救済措置を要求しないのが一般的である。

「夫が妻を殴る事件はメディアを通じて頻繁に報告されるが、こうした事件の警察の最終的な調査結果は公表されないため、たいていはわからない。女性に対する他の暴力事件は、被害者が黙って耐えるため通報さえされないことがあった。女性に対する暴力については男女別データがないため、ナイジェリアの女性暴力被害者数と被害程度を決定することはできない。事件データは通常、実地調査又は一部のNGOの研究調査から得られるデータが基準になっている。女性問題全般を担当する非政府組織は、女性への暴力根絶を目指す様々な推進運動を実施することでも知られている...家庭内暴力の被害者が国内で利用可能な保護施設はわずか2軒で、これも国際ドナー(原文通り)機関から資金を調達する非政府組織が所有するものである。ナイジェリア政府が提供するこのような施設は一軒もない。

「夫及び内縁者による女性の殺人は報道機関や人権擁護団体、弁護士、ジャーナリスト、ケアワーカーさらに医療従事者を通じて頻繁に報告されるが、場合によっては報道機関が警察から情報入手する周知の困難さが原因で、かかる事件に関する警察の捜査結果について情報を入手するのは困難である。証拠の収集と維持等の徹底調査については、警察は能力的にも人材的にも信頼されていない。」 [31]

#### 24.13 同報告書によれば、

「ナイジェリアでは制定法、イスラム法及び慣習法の下に(原文通り)女性に対する暴力が容認されており、かかる行為を支持する規定も記載されている。ナイジェリア北部地域適用される刑法[第55節(4)]は、殴打が重傷に至らない程

度の殴打により子供、生徒、使用人又は妻を罰することが許される。これは妻の殴打及び様々な形態の女性への暴力を奨励するようなものである。」 [31]

目次に戻る  
出典リストへ

## 強姦

### 24.14 USSD 2008 人権報告書によれば、

「法律は強姦を刑事罰の対象とし、禁固 10 年から終身刑及び/又は 200,000 ナイラ(1,560 米ドル)の罰金刑を規定するが、社会的圧力と強姦被害者がそれについて受ける不名誉が原因で、強姦の報告及び有罪判決の科刑が実現する比率は減少した。配偶者による強姦は法律で別の犯罪として認識されるが、配偶者による強姦は法廷での立証が難しいため、その年を通じてかかる起訴事件は報告されなかった。強姦は依然として大学構内で蔓延していた。AI [Amnesty International]は 2006 年に司法組織を批判する報告書を発表した。それによると、強姦の立件数は立件総数のわずか 10%であった。[3a]( 第 5 節)

### 24.15 2008 年 7 月に公表された Nigeria CEDAW Committee on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women) NGO Coalition の内部報告書によれば、

「強姦事件を立証する際の証拠提示義務は、法の前での不平等を示すもう 1 つの裏付けである。裁判所によれば、被告は強姦を実行し、しかも『法により裏付け証拠が要求されない』州政府対 **Akingbade** の裁判では、裁判所は被告に有罪判決を言い渡すことができなかった。**Uphar** 対 **State** 政府 (2003)の裁判 6 NWLR Pt 816, 230 では、上訴裁判所は裏付け証拠に固執しただけでなく、証拠の質と範囲も拡大した。これによって起訴事実を立証しなければ、被告を強姦罪で有罪にすることはできない。上訴裁判所によれば、裏付け証拠の性質及び内容は、臆に挿入する方法で被告が被害者を強姦した起訴事実の申立てを裏付けるだけでなく、被告との関係を明確にするものでなければならないとされた。強姦被害者の人格証拠を証拠として認める証拠法第 210 節の同時適用、並びに犯罪実行における無実と共謀の不在を証明する義務により、有罪が証明されるまでの伝統的な推定無罪は強姦被害者まで拡大されない。[31]

同報告書の続きによれば、

「配偶者による強姦は、北部地域で適用される刑法及び南部地域で適用される刑法に基づく強姦の定義から排除されている。このため、両地域では、配偶者による強姦は違法と認められず、従って犯罪にはならない。(成文化されない)慣習は、配偶者による強姦を強姦の 1 つの形態とみなさないため、慣習法が進歩することは期待できない。」 [31]

24.16 2008 年 9 月 1 日に公表された Amnesty International (AI) の UN 定期審査二向けた提言によれば、

「AI の調査により、警察官及び治安部隊員が勤務中及び勤務外の異なる多くの状況において強姦を行ったことが判明した。ニジェール・デルタの治安部隊を含め、強姦は時としてコミュニティ全体を服従させ脅迫する手段として利用される。一部の地域では、女性は数週間にわたって性的奴隷として兵舎に拘束され、繰り返し強姦された。警察に拘禁中の女性被疑者を警察官が強姦するという事件もあった。AI が調査したほぼすべての事件において、加害者の行為は免責特権が適用された。」 [12]

24.17 USSD 2008 人権報告書によれば、

「2007 年を通じて、治安部隊員が強姦及びその他の形態の性的暴力を女性及び少女に実行し、どの事件でも免責特権が適用されたとする信頼できる報告が複数確認された。強姦が問題であることは警察幹部の認識するところであった。Amnesty International (AI) の報告によれば、拘禁中の女性に対する強姦は頻繁に発生したが、強姦事実に纏わる社会的不名誉と警察官が加害者であるという事実を理由にこの虐待行為が報告されることはなかった。National Human Rights Commission (NHRC) は 7 月、特に報告が著しく増加したのは、未成年者、並びに国内全域の刑務所及び拘禁施設の女性収容者の強姦及び性的虐待事件であると報告した。2007 年 12 月の NOPRIN によれば、13 州の 400 箇所の警察を 1 年間監視した結果、ナイジェリア当局が警察官を法から保護しているため、処刑、拷問、恐喝及び強姦は日常的出来事であることが判明した。」

24.18 World Organisation Against Torture (OMCT) の 2009 年 7 月 31 日の論文『アフリカ女性の日 - ナイジェリアの女性及び少女に対する暴力と差別への取り組みが急がれる』によれば、

「OMCT と Media Rights Agenda は州当局者が女性に性的暴力を実行したと

いう申立てに驚愕の念を隠せない。伝えられるところによれば、ナイジェリアの刑務所は HIV 感染者と妊娠女性が多数いるという。その一部は警察の拘禁中に強姦され、強姦の結果妊娠又は感染した者だということであった。また、州当局者による性的暴力は拘禁施設外でも発生するということである。例えば、Mrs Queen Okoye は Special Anti-Robbery Squad の警官 3 人に強姦されたと主張している...これは Lagos 州 Ogba に住む女性が、恋人が女性から借りた金の徴収に協力を仰ぐために警察署を訪ねたと時のことであった。2009 年 1 月 24 日に公共の場で行われた被害者の保護は社会の注目を集め、これにより、Area Commander の Mr Mobolaji Odesanya はこの女性の申立てを調査するために調査委員会を設立する意向を発表した。しかし、管理者の訴追手続き及び犯罪性の結果に関する情報は公開されなかった。」 [39b]

警察及び国軍による虐待の詳細情報については、第 8 節: 治安部隊を参照のこと。

#### 24.19 Amnesty International 2006 報告書 『強姦 - 物言わぬ武器』の続きによれば、

「強姦の起訴事実が裁判に持ち込まれるのはごく少数である。被害者が訴訟を取下げよう圧力を受けることもあれば、被害者の両親が刑事訴訟よりも法廷外の示談を好む場合もある。事件が裁判に持ち込まれる場合でも、警察側が適切な司法権を持たない裁判所に事件を委ねることで、裁判の進行は司法制度の緩慢な施行に阻まれるため、審理が行われないうちにもある。実行容疑者が強姦以外の軽度の犯罪で起訴されることあるということである。

「有罪判決が保証される稀有な事例でも、判事が最高刑を科すことはめったにない。これは犯罪の重大性を認識させる司法の義務不履行を示すものである。また、損害賠償が裁定されることも稀である。Amnesty International が 2006 年 1 月に取材した Enuga 州の元高等裁判所判事 Ezebuilo Ozobu によれば、損害賠償の裁定が下せないのは適切な法令がないためだということである...起訴率が低いことは、女性及び少女のほとんどが犯罪を報告しないという事実によって説明される部分がある。ただし、女性が犯罪を報告することには大きな問題点がある。Executive Director of WACOL (Women's Aid Collective)を初めとするナイジェリアの人権擁護団体によれば、告訴が有罪判決に至るのは 10 件に 1 件だということである。このように有罪判決率を低下させる要因は、法廷で用いられる採用可能な証拠の入手困難さだが、証拠に関する法令もそうである...連邦政府及び州政府によって強姦実行容疑が法の手に乗せられるようにする措置が講じられなかったことを受け、一部の非政府組織は fiat として周

知の手続きを介して私人訴追を提起した。弁護士側は州又は連邦司法務長官に *fiat* を申請し、刑事事件において私人訴追を可能にすることができる。この場合は通常、州政府が訴追を提起する。被害者にとっては費用が嵩むため、かかる手段を講じる経済的余裕がない者には不可能だが、一部の人権擁護団体の考えでは、州当局が訴追される事件では *fiat* [文献では斜体]のプロセスの方が有罪判決の保証可能性が高いということである。(第5節)...関係する上訴裁判所を含む各州の高等裁判所及びすべてのシャリア法 [文献では斜体] 裁判所は、強姦事件に対する裁判権を与えられている。ナイジェリア刑事裁判所の中では下級裁判所に位置する治安判事裁判所では強姦事件に対する裁判権は執行されない。

「Amnesty International が2006年に取材した弁護士及び検察官が指摘したところでは、警察は起訴事件を不適切な裁判所に委ねることが多く、それによって、無期限でないまでも長期にわたって審理が遅延し、被害者が実効的救済を受ける権利を否定される結果になっている。Amnesty International によれば、これは多くの場合、通称『起訴留保』下での被疑者の違法拘禁につながることもある。目撃者及び被害者による供述などの有力な証拠も、長期間の審理遅延によって信憑性が低下したとみなされることもある。2カ月以内の訴追を要求される『冒涇』の事件では、こうした遅延によって訴追自体も阻害される可能性がある。

刑事訴訟改正法案は、警察の誤認行為を排除し、事件が正しい裁判に委ねられるようにすることを意図する。この法案は警察の容疑者起訴期限90日以内を導入し、これ以降は容疑者を釈放しなければならないとしている。2006年9月時点で、この法案は司法省の法案起草委員会の段階で、これから行われる国民議会の公聴会で検討されることになっている。[12d] (5節 2.3)

「刑事訴訟法は、強姦事件でどの種類の診断書が裁判所で採用可能な裏付け証拠であるかを規定していない。しかし、Amnesty International が2006年に取材した勤務医及び開業医、人権擁護団体、検察官、弁護士及び判事らの話によれば、実際のところ、適格な証拠として法廷で採用されるのは政府系病院の医療従事者が発行した診断書だけであり...政府系病院の医師による診断書だけを認めるこの慣行は、政府系病院又は医療施設を簡単に利用できない女性や少女に差別的影響を及ぼしている。これは特に農村地域で顕著に見られる。」

[12d] (第5.2.4節)

(2009年11月時点で、COI Service は刑事裁判改正法が立法化されたことを

知らなかった。)

## 女性器切除

24.20 USSD 2008 人権報告書の中で述べられたように、女性器切斷(FGM) はナイジェリアで広く実施される文化的伝統である。

「Nigeria Demographic and Health Survey (NDHS) は、発生率は毎年確実に低下しているものの、女性のおよそ 19%が FGM を施されたと推定した。FGM は国内全域で実施されたが、ヨルバ族及びイボ族では南部地域における普及率が圧倒的に高かった。北部州の女性は最も過酷な FGM である陰門封鎖はあまり受けないと見られている。女性及び少女がこの慣行を受ける年齢は、生後 1 週間から第 1 子出産後まで様々に異なるが、NDHS の 2003 年第 3 四半期調査によれば、FGM を受けた回答者は生後 1 歳前に受けたということである。

「連邦政府は FGM に公然と反対する姿勢を見せたが、この慣行を廃止するための法的措置は一切講じなかった。連邦レベルでの反対運動が挫折したことを理由に、反 FGM 団体の多くは、その精力を州及び市町村レベルでの慣行廃絶運動に再び集中した。これにより、Bayelsa 州、Edo 州、Ogun 州、Cross River 州、Osun 州及び Rivers 州では FGM が非合法化された。しかし、州法で FGM が非合法化されるやいなや、NGO はこの州法が各市町村で適用可能なことを地方自治体に納得させなければならなかった。保健省、女性擁護団体及び多くの NGO の共同出資により FGM の有害性について学習する国民の意識向上プロジェクトが発足した。このプロジェクトは FGM の慣行根絶に役立ったが、財政及び物流的障害によって、FGM の悪影響について保健医療従事者に相談する機会が制限された。

「FGM を助長した者に対する刑事罰を意図した 2005 Osun 州法により、2007 年を通じて起訴事件は確認されなかった。同法では、医師が承認した医学的理由を除き、女性又は少女から性器のいずれかの部分を切除する行為を刑事罰の対象とする。同法の規定によれば、違反者は FGM を自身で申し出る女性、FGM の施術を女性に強要する者、卑劣な方法又は強力な説得でそれを励行しようとする者とされる。同法の規定により、初犯は罰金 50,000 ナイラ (およそ 385 米ドル)、禁固 1 年又はその両方が科せられ、再犯は倍の量刑が科される。

「FGM は切除による癒痕組織(傷跡)が裂開することで、分娩時に産科瘻孔(適時の医療的介入を行わない長時間の閉塞性分娩による膣裂傷)を引き起こすこ

とが多かった。また、瘻孔に罹患した女性は他の形態の虐待や無視の被害者になることが多かった。瘻孔の原因になる 3 つの遅延は、受診の遅延、通院の遅延及び治療の遅延である。多くのナイジェリア人家庭で起こる最初の 2 つ遅延は、女性が熟練医療を求めることを許可し、通院費用を提供する夫又は血縁者の男性がいるかどうかによって左右される。産科瘻孔は、死産や慢性的失禁症の原因になることが多い。産科瘻孔の影響には物理的・精神的孤立、放棄又は離婚、不名誉を伴う嘲弄、不妊症、経済的支援の剥奪、さらに暴力及び虐待の危険などが挙げられる。産科瘻孔の罹患者は多くの場合、夫や家族から放棄及び無視され、所属コミュニティから疎外された。治療を受けない場合は、就職や家族生活を実現する見込みが低くなり、こうした女性は慈善活動に依存する状態になることが多かった。 [3a] (第 5 節)

児童、女性器切除 各項及び内務省国境局のFGMに関する報告書Home  
<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/africa-fgm-080708.doc>も参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 強制結婚

24.21 2005 British-Danish FFM 報告書で述べられた様に、一部の地域では若い女性が年上の男性と強制的に結婚させられている。

「BAOBAB によれば、強制結婚は特にナイジェリア北部でよく見られ、最も懸念されるのは、中高年男性と無理やり結婚させられる若い女性である。BAOBAB は強制結婚から逃れた北部出身の若い女性が多数いると認識しているが、南部出身者についてもこれに関する報告書が同組織に提出されている。自分の意思に反する結婚を強要される立場にあることを認識する北部出身の女性は、ナイジェリア北部の別の州か南部州、特に Lagos 州に移住することがある。こうした女性には NGO に法律扶助を求めることが許され、そうする者もいる。

「WACOL は強制結婚から逃れるようと試みる女性を支援することが可能な組織だが、これまでのところ、このような争議は WACOL の支援を介して解決され、当事者が和解に至ることが多かった。一部の事例では、強制結婚が行われた時に女性が未成年であることもある。WACOL は最後に、被害者が Abuja の事務所まで辿り着かない限り支援を提供できない組織の現状を残念に思う

と述べた。」 [15] (p27)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 移動の自由

### 24.22 British-Danish 2008 事実調査使節団報告書によれば、

「WACOL [women's NGO] の説明では、FGM、家庭内暴力又は強制結婚のいずれの事情であるかに関係なく、国内移住はすべての成人女性に許されている。成人女性は自身を維持するために住居移転及び求職活動を実行することができる、FGM や強制結婚の場合は、低年齢の少女が含まれることが多い。WRAPA (Women's Rights Advancement and Protection Alternative) の助言にあるように、1999 ナイジェリア憲法で保障された自由な移動の権利の下に、FGM、強制結婚の回避を希望する成人女性、及び娘に FGM を受けさせないことを希望する女性の国内移住は法的に認められている。WRAPA は、国内移住はこうした女性にとって現実的選択肢であるとみなした...United Nations Development Fund for Women (UNIFEM) の調査結果では、女性の国内移住及びこの方法で身体的安全を確保することは理論的には難しくないとされた。犯罪発生率から見ると、ナイジェリアは比較的安全な国である。

「UNIFEM によれば、FGM、強制結婚又は家庭内暴力から逃れるための女性の国内移住には基本的に 4 つのシナリオがある。

地元の教会/モスク又は宗教施設に連絡し、代表者に援助を申し入れる。

かくまう意思を示す友人又は親戚を訪ねる。

女性の人権擁護活動を行う NGO に連絡する(ただし、これらの NGO は組織が活動する都市部の居住地区、市町村の女性にしか知られていない)。

街頭で暮らす。これは若い女性又は他の行動を取る能力も方策もない女性によく見られるシナリオである。こうした女性の一部は最終的に売春宿に行く可能性や人身売買業者に狙われる可能性が高くなる。

「UNIFEM が補足したところによれば、経済手段も頼れる家族や親戚もなく他の地域に移住する若い独身女性は特に、虐待、嫌がらせ及び人身売買の被害者になりやすい。国内移住について UNIFEM が説明したところによれば、FGM から娘を守ることを望む女性を含め、家庭内暴力、強制結婚又は FGM から身

を守る保護を求める女性のほとんどは、まず故郷に近い安全な場所に移住する傾向がある。こうした女性は必要に応じて土地勘のある地域内を複数回移住することもある。」 [20] (p9)

#### 24.23 同じ資料の続きによれば、

「BAOBAB が法の見解から述べたように、移動の自由は完全に保証されているため、国内移住はナイジェリアの全女性が選択可能な方法である。しかし、女性は血縁者や夫に依存しており、移住費用がない可能性が高いため最初の1歩 - バスに乗ることすら - も難しいことがある。このため、女性を受入れることを予め承知した移住先の血縁者が必要になる...BAOBAB は女性の場合は国内移住という方法で物理的保護を確保できると強調した。自立できる見込みについて言えば、経済的に独立した女性は特に、そうでない女性よりもはるかに有利である。ただし BAOBAB の補足によれば、移住に伴う物理的保護と社会的・文化的及び/又は人道的制約を切り離すことは難しいが、経済手段の利用機会を持つ女性でも、汚名を着せられることが多いため住居や仕事を見つける時に困難に直面する可能性がある。BAOBAB がさらに補足したところでは、若い女性及び/又は独身女性が国内移住した場合は特に、これらの女性を標的にすることがある悪質な男性集団に利用され易いということである。

(p10)...WACOL は夫や家族が家出した少女又は女性/妻を追跡し拉致しようとした事実を指摘する情報は提供しなかった。UNIFEM によれば、国土の広さから言っても人口数から言っても、夫又はその家族が FGM や強制結婚から逃亡した、若しくは家庭内暴力の被害に遭っていた女性の居場所を突き止めることは相当難しいだろうということである。UNIFEM は、万一夫が妻の逃亡場所を知っている場合でも、妻に連絡を取り家に連れ戻そうとする行為はかなりの危険を伴うと強く主張する。

「BAOBAB が補足したところでは、父親が夫の暴力から娘を取戻し、全面的に支援する事例は複数確認されている。ムスリムが多数派の北部地域では、女性の要求に基づく離婚が成立する確率は他のどの地域よりも高い。多くの場合、夫が妻を適切に扱わない場合は、妻の実父は妻を離婚し実家に帰すよう婚家に要求することができる。一般的に、ムスリムと結婚した女性の離婚は、ナイジェリア南部でよく見られる従来の結婚よりもはるかに簡単である。法的観点から見ても、シャリア法は特定の条件を基準に女性が自分から離婚を申し出る機会を認めている。ただし、父親は娘の再婚を早急にまとめる必要に迫られるという。BAOBAB は、家族又は夫が家出した少女又は女性/妻を追跡し連れ去ることに成功した事例についての情報は提供しなかった。 [20] (p21)

24.24 **British-Danish 2008 FFM** が国内移住を希望する女性の保護施設について以下のように述べた。

「UN 組織の代表によれば、家庭内暴力、強制結婚又は FGM から逃れるために居住場所を変える女性は多く、地元又は同じ州内での移住も珍しくない。しかし、女性の多くは保護施設ではなく友人や親戚のところに行くことを好む。保護施設は虐待された女性や頼る血縁者が 1 人もいない多くの問題を抱える女性が身を隠す場所だというのがナイジェリア国民の一般的見方である。女性の多くは自身が暴力の被害者である場合も、こうした女性と関わることを敬遠する。また、自宅から移住する女性は帰属文化の妨害者とみなされ、結局は肩身の狭い思いをする。しかし、他に選択肢がない場合は、女性は保護施設に身を寄せるようになる。

「Project Alert が確認したところによれば、保護施設の選択肢は、宗教的観点、家族、友人及び親戚等の他の選択肢がすべて頓挫した時の最後の手段として求められる。Project Alert による保護施設 (Sophia's Place という名前で Lagos 州にある) の評価 から得られた成果の 1 つは、回答者の大多数が『家を出てもどこへ行けば助けてもらえるかを知らない被害者が多いため、この保護施設とその奉仕業務を社会により広く宣伝する必要がある』という明確な意見が聞けたことであった。

「WACOL の説明によれば、ナイジェリアの国営保護施設は知る限りでは 1 軒だけであった。この保護施設は Abuja 市内にあり、女性問題・社会開発省 が管理している。しかし WACOL によれば、この保護施設が受入れた女性は 1 人もいないため、保護施設に関してこれ以上のことはわからないとしている。Abuja 市の国営保護施設以外にも、NGO Daughters of Abraham が経営する NGO 系保護施設が 1 軒ある。この保護施設は主に人身売買及び売春の被害者を収容する施設である。

「WACOL は Enugu にある同組織の保護施設では女性の身体的安全が保証されると補足した上で、Abuja 市の女性が身体的保護を必要とする場合は、連邦政府の女性問題・社会開発省に行くことができるという意見であった。同省はかかる事例を真剣に受け止め、関連する女性に保護を提供する意向を示している。しかし、WACOL によれば、これが必要になった事例は Abuja 市では見られなかった...WRAPA が強く主張したように、LACVAW がいない状態でも、保護施設が必要な女性を常時委託できる組織は国内に 50 以上ある。また、

WRAPA Social Welfare Office や首都 Abuja 市にあり自ら保護施設を運営する女性問題・社会開発省に連絡を取ることもできる。

「UNIFEM の説明では、2007 年 9 月、女性問題・社会開発省は Abuja 市に虐待被害者女性と同半児童向けの保護施設を開設した。この保護施設は常時 15 人の女性を収容する収容力があり、NGO の保護施設を見本にしている。施設の立地は女性の安全を考えて公表されていない。」 [20] (p11)

#### 24.25 同報告書の続きによれば、

「BAOBAB が保護施設について述べたところによれば、市町村レベル、州レベル又は連邦レベルのいずれにも、夫又は家族の元へ帰ることを希望しない女性を収容し保護する国営保護施設は確認されなかった。これに対し、NGO の Project Alert on Violence against Women (Project Alert) は Lagos 州で保護施設を運営している。BAOBAB はこの施設に女性を任せることがあるという。Project Alert は事件の仲裁を引受けることがよくある。WACOL が補足したところでは、この組織は Enugu で保護施設を運営している...UNIFEM によれば、Project Alert は Lagos 州で虐待被害女性向けの NGO 系保護施設を 1 軒運営している。この施設は常時収容可能な女性の人数をおよそ 20 人に限定しており、被収容者の身元を秘密にしてその安全を保証する点で成功を収めた。女性 NGO は収容期間を限定した、数週間限定の保護施設を提供している。...Project Alert によれば、Lagos 州の同組織の保護施設に収容された女性は、『保護施設の雰囲気と親しみやすさは普通ならだれでも離れ難くなるようなものだからという理由で、大多数が収容期限(最大 1 カ月間)になると退所を嫌がった。これは一部の女性が正式な収容期間 4 週間を超えても滞在する理由の 1 つであるが、一方で、アパートを確保又は賃借することが不可能で、これまでと同じ虐待を受ける関係又は環境にはもどりたくないという気持ちも Sophia's Place を退所したがる理由の 1 つであった。』

「Project Alert が補足したところによれば、この保護施設は元居住者に生活と収入を含む諸活動の管理能力を身に付けさせた。収容者の多くは他の収容者と共同生活を送りながらこれまで受けてきた暴力を非難した。Project Alert によれば、Sophia's Place の元居住者は、保護施設での生活を経て以前よりもいかに安全を実感できるようになったかを説明した。今は嫌がらせや暴力に怯えながら生活していないからだ。この施設はいつでも女性の味方として存在してくれるから、Project Alert があれば、安全だと感じられるということである。」 [20] (p12)

24.26 同報告書が補足したところによれば、

「...女性問題・社会開発省によれば、同省の保護施設は 2007 年 5 月 17 日に設立が決定された。この保護施設は 2007 年 11 月から全面的に業務を開始した。この施設は Abuja 市内に立地するが、施設内の女性を加害者のどのような悪意からも守る意図で、所在地は公開されていない。この施設は一度に約 7 人の女性を収容することができる。ただし、必要が生じる場合はこれより多い人数を収容することができる。保護施設には警備員が常駐する。

「同省の話では、2007 年に施設を開設して以来、女性 1 人と子供 4 人を収容したということである。ただしこれは、この施設が開設されたばかりだという事実を踏まえて見るべきである。またこれに加え、NGO の施設であろうと政府系施設であろうと女性の多くにとって保護施設の利用は最終手段とみなされることが多くなっている。

「同省は現在[2008 年 1 月時点]、警察に支援を求めるが女性や保護施設を必要とする女性を施設に差向ける方針を徹底する意図で、Abuja 市内の警察官その他の法執行機関を対象に保護施設の存在に関する意識向上に取り組んでいる。また同省は、警察官その他の法執行機関にジェンダー暴力に関する研修も実施した。

「同省はこれに加え、LACVAW と協力して、家庭内暴力の被害者及び保護を必要とする他の女性は、Abuja 市にある同省の施設にいつでも委託できることをこの連盟に加盟するすべての国内 NGO に認識させるようにしている。

「女性 NGO は保護施設を必要とする女性はだれでも、Abuja 市の保護施設に委託することができる」と主張した。女性は最大 4 ないし 5 カ月まで同施設に滞在することができる。この期間中、女性は同省の担当部局によるカウンセリングを受け、女性と加害者の仲裁が試みられることになっている。和解が成立不可能な場合は、同省は裁判所に訴えるに当たって女性に法律扶助を提供することが許される。現時点では、保護施設に滞在する女性に職業訓練又は教育を実施する予算は計上されていない。」 [20] (p13)

24.27 女性の国内移住に伴う社会的及び人道的制約について British-Danish 2008 FFM 報告書が述べたところによれば、

「UN 組織の代表は、国内移住を検討する女性にはいくつかの社会的及び人道的制約があるとせつめいした。これは以下の通りである。

- 女性側から見た情報の不足。
- 付与権利の水準。
- 住み慣れた環境を離れる恐怖と文化的規範及び慣行を否定したとみなされる恐怖。
- 宿泊場所及び雇用機会の不足。これまでの社会的つながりを喪失する恐怖。
- 貧困。

「WACOL の考えでは、支援を提供できる血縁者がいない場合は、少女又は女性が 1 人で国内移住するのは困難なことである。WACOL によれば、未成年の少女が結婚を希望しない場合で、その結婚から逃れるために国内の他の場所に移住する覚悟がある場合は、その少女を支援する準備のある家族又は親戚が転居先にいることが前提条件である。また、強制結婚について強調されたところによれば、有力家庭の子女/女性は、一般家庭の子女/女性に比べて国内移住ははるかに困難である可能性が高い。有力家庭の子女/女性は、ナイジェリア国内では、本人と気付かれずに家族や夫の元に戻らずに済む居住場所を探すのが他に比べてはるかに困難であると思われる。」 [20] (p21)

#### 24.28 同報告書の続きによれば、

「WACOL は国内移住を目指す女性に対する人道的及び社会的制約について、そのような側面を検討したことはなかったと述べた。WACOL によれば、夫又は家族から逃出した女性が独力で生きることを理由に他の女性に比べて就職が困難になるという話は聞いたことがないということである。独身女性は婚姻女性よりも柔軟かつ自由であり、雇用主の目には有効な労働資源と映るため、婚姻女性よりも就職に有利な立場にある可能性もある。」 [20] (p22)

「WACOL は民族的帰属及び雇用機会について、これは一部の農村集落では重要な役割を果たす可能性があるが、大都市では関係ないという考えを示した。それによると、一般的に、民族的帰属は国内移住に関わる重要な問題ではないが、一部の農村地域ではそうなることもある。Lagos 州や州都 Abuja への移住及び国内の他の大都市への移住については民族的帰属が与える影響はほとんどないということである。Lagos 州及び州都 Abuja にはあらゆる民族集団が暮らしており、国内の他の大都市も程度の差はあれ同じ状況にある。

「UNIFEM の考えでは、実際のところ、女性が移住を選ぶ場合はその状況によっていくつかの経済的及び社会的制約を受ける可能性があると考えられる。貯金という形で就職するまで自活することを可能にする独自の経済基盤を有する場合は、相対的に有利な状況に身を置くことができる。ナイジェリアには存続手段を持たない女性を支援する社会保障制度はない。家族の統一を維持したいという強い願望は社会全体に存在する。従って、家族も NGO もそして宗教指導者も妻と暴力的夫を仲裁しようと懸命に努力することが多い。夫が暴力的である場合でも、妻が家族を捨てることは禁忌とみなされることがほとんどである。

「BAOBAB の説明によれば、移住先に女性の家族又は親戚がいて、女性の言い分に耳を傾け、かつ支援する意思がある場合でも、その家族又は親戚が女性の持続可能な生活を確保する支援をできない立場にあることがある。文化的観点から見ると、女性は家に戻り夫と暮らすという見方をされることが多い。BAOBAB が補足したところでは、ナイジェリアの伝統的文化の下では、暴力的な夫と生活している時でも、妻は夫に従属するものとみなされる。」 [20] (p22)

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 25. 子供

### 概観

25.01 2009年2月12日に閲覧した UNICEF のウェブサイトのナイジェリアの概観が提供したナイジェリアの子供に関する情報によれば、

「ナイジェリアにおける健康状態、保健医療の状況及び日常生活の現状は、子供と女性は特に劣悪で、乳児及び5歳未満児の死亡率は依然として高い。Public Health Care (PHC)の体制が弱体化したことで基礎的な医療介入効果が低下し、これによって疾病負担の高い状態が定着する結果になった。HIV/エイズは、ナイジェリアの子供、若年層及び女性の間で依然として重要な懸念問題であり、感染率は4.4%である。ナイジェリア人のウィルス保有者はおよそ290万人(大半が女性)である。この疫病によっておよそ700万人と推定される国内の孤児人口が増え続けている。ナイジェリアの教育体制は建物の老朽化を無視した状態にある。ナイジェリアの識字率は人口の66%で、男女別に見ると、女性の57%に比べて男性ははるかに高く75%である。」 [19b]

25.02 同じ資料の続きによれば、

「マライア、ワクチン予防可能疾患、下痢症及び急性呼吸器感染が蔓延する中、児童及び乳児の死亡率は依然として重要な問題である。ナイジェリアは乳児死亡率が出生1,000人当たり86人と極めて高く、5歳未満児の場合は出生1,000人当たり191人である。1歳児のDPT及びマラリアの年間感染率はそれぞれ54%と62%だが、定期的な予防接種率は依然として低い。タンパクエネルギー栄養障害も問題で、5歳未満児全体の3分の1が発育障害、低体重症又は瘦せ症のいずれかにかかっていた...HIVに感染する子供は毎年73,000人を超える。しかし、抗レトロウィルス治療の受療率は依然として低い...現在公立小学校の準就学率は69.9%だが、これは地域差及び男女差を考慮しない数字である。」 [19b]

25.03 World Organization Against Torture が2005年の第38回 United Nations Committee on the Rights of the Child 会議に向けた報告書によれば、

「ナイジェリアは1991年4月16日に子供の権利条約(以下CRC)を批准した他、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(CEDAW)、拷問及び

その他の残虐、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰を禁止する条約(CAT)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(CERD)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)及び経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR)等の、子供の権利に概ね関わる他の国際文書を批准してきた。ナイジェリアはこれに加え、人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章等の地域文書も批准している。武力紛争における児童の関与に関する選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、及び子供の権利及び福祉に関するアフリカ憲章については、調印したが批准はしていない...

子供の権利法案は 1993 年に策定されたが、宗教団体及び伝統主義者の反対に遭って法律として成立させることはできなかった...[が最終的に]2003年9月に採択された。」 [39] (p8-10)

#### 25.04 British-Danish 2008 事実調査使節団報告書によれば、

「Legal Defence and Assistance Project (LEDAP)の国内調整官 Chino Obiagwu によれば、子供の権利法 [2003]はナイジェリアにおける子供の福祉を統括する。子供の権利法の全規定は、子供の権利に関する他のすべての法律に優先する。既に可決されたため同法は連邦法でありナイジェリア全域に適用されるが、これに相当する子供の権利法を可決したのは国内 36 州のうち 16 州だけであった。 [20] (p29)

女性も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 法律に関する基本情報

#### 25.05 World Organization Against Torture が 2005 年の第 38 回 United Nations Committee on the Rights of the Child 会議に向けて OMCT (World Organization Against Torture)が発表した報告書によれば、

「連邦首都地域(Abuja 市)で法制化された子どもの権利法 2003 は、児童を 18 歳に達していない者と定義する。しかし、東部、西部及び北部地域で制定された児童及び若年者法第 2 条によれば、『『児童』は 14 歳未満の個人を意味し、『若年者』は 14 歳に達した個人で 17 歳未満の者を意味する』とある。

「また、移民法の規定によれば、16歳未満の個人は未成年であるが、婚姻訴訟法では成人年齢を21歳に設定している。婚姻年齢は州ごとに異なるため、後者の法律は現在適用が無効とされている。刑事上の責任について見ると、(北部州)刑法第50条により『7歳未満の児童、又は7歳以上12歳未満の児童で当該行為の性質及び影響を判断する十分な成熟度に達していない児童が行った行動は犯罪にはならない。』

「上記は全国法律文書及び慣例法に明記される年齢差の事例で...ある。政府の報告書は子供に関わる法律は引き続き『各法令に記載し』、『子供の定義として認識される年齢は定義する者によって異なること』を認定している。」 [39]

25.06 ナイジェリア国民は18歳から投票権を与えられる。兵役は志願制で18歳からである(2009年10月28日更新 CIA World Factbook) [52]。法的に性交・結婚できる承諾年齢は13歳である。(Avert(日付不明)、2009年10月30日閲覧) [28]

25.07 2009年9月10日に公表された US Department of Labor 2008 報告書『最も悲惨な形態の児童就労に関する調査結果』によれば、

「労働法は最低就労年齢を12歳と定めているが、軽労働には最低年齢の規定はない。同法では、家族成員が雇用主である就労について、農業及び畜産業における軽労働具体的な例外規定を設けている。同法は家事労働についても例外規定を設けている...親の同意がある場合は、子供は12歳で徒弟になることができる。自分の意思で徒弟になれるのは16歳からである。

「14歳未満の若年者雇用は特定の条件に限って許可される。これは『日雇い』形式で、就労者が一日の終りに日当を受取り、親又は後見人の住居に毎晩帰れるようにしなければならない。15歳未満の若年者は家族成員又は職業訓練学校が経営するものを除き、工場や船舶内での就労を禁じられる。16歳未満の若年者が地下作業や機械作業現場で働くこと、又は親や後見人の意思に反して就労に従事することは法で禁じられている。16歳未満の若年者は連続4時間を超える労働、又は1日8時間を超える労働、若しくは毎晩の帰宅を合理的に妨げる環境での労働を禁じられる。18歳未満の若年者の夜間労働又は健康、安全或いは道徳上有害な雇用は法で禁止されている... 18歳未満の児童を売春目的で売買することは犯罪であり、禁固14年以下の刑事罰を受ける。また、18歳未満児の性交及び18歳未満児の強制売春を目的とする人身売買、並びに売春又は売春宿での生活を許可、強要又は奨励することも法律で禁止されている。

かかる行為は禁固 10 年の刑罰の対象となる。」 [77]

## 法的権利

### 国内法

25.08 2003 年の子供の権利法(CRA) を扱った UNICEF の 2008 年 7 月の資料には「国内 36 州のうち同法を制定したのはわずか 18 州であった」と記録されている。

上記の資料は CRA の基本規定を以下のように説明した。

- 「特定のコミュニティ又は民族集団への帰属、出身地域、性別、宗教、出生状況、障害、貧困或いは政治的見解を理由にした差別の撤廃。項目ごとにかなる時も子供の尊厳を尊重しなければならないという文面が記載されている。
- ナイジェリアに居住するすべての児童は、身体、精神又は情緒面での傷害、虐待若しくは無視、虐待行為、拷問、非人道的若しくは品位を傷付ける懲罰、並びにその児童の名誉或いは風評に対する攻撃を受けてはならない。
- すべてのナイジェリア人児童は、休息を取り、余暇を楽しみ、身体的、精神的及び心理的健康について、達成可能な最良の状態を享受する権利を与えられる。
- ナイジェリア政府機関はいずれも、乳児死亡率の低下、保健医療、十分な栄養と安全な飲料水、衛生的かつ消毒された環境の提供、栄養障害を含む疾病の撲滅、地方自治体及びコミュニティの人材を介した支援と動員、さらに子供向け一時医療の開発に向けて努力しなければならない。
- 特別保護措置が必要な子供(精神障害児、身体障害児又はストリートチルドレン)に関する規定。こうした児童は、最大限可能な社会的統合及び道徳的発達を達成し得る方法で保護されなければならない。
- 妊産婦に対する配慮は必須であり、2 歳未満の子供の親権を持つすべての親又は後見人は、予防接種を受けさせる義務があり、これを行わない場合は、刑事罰の対象となる。
- 子供同士の婚約及び婚姻を禁じる。
- 入れ墨又は刻印及び女性器切除の強制は同法の下に刑事罰に値する罪である。子供に対するポルノ的行為、人身売買、子供に対する麻薬投与又は子供を利用した犯罪活動、違法な移動又は合法的保護監督からの移

動を含む拉致、及び自宅外又は家族内以外の家事手伝いとして子供を労働させることも上記に値する。

- 搾取的な(軽労働でない)強制労働又は工業的事業所での強制労働を伴う児童誘拐も犯罪と述べられている。上記の例外規定は農業又は畜産業での労働又は家庭内労働における家族による子供の使用、並びに道徳的発達、身体的及び精神的発達又は社会性の発達に悪影響を及ぼし得る重い物体の運搬又は移動を当該児童が義務付けられない場合である。
- 物乞い、行商、売春目的又は道徳に反する違法目的のための児童の売買、雇用若しくは取引は、長期禁固刑に値する犯罪である。重罪とみなす他の行為には性的虐待、子供の幸福を害する一般的搾取、徴兵及び有害出版物への子供の使用/掲載などがある。出生前又は出生後の別に関わらず、子供の保護を保証するすべての刑法規定の継続適用は留保されている。」 [19c]

#### 25.09 USSD 2008 人権報告書が労働の権利について述べたところによれば、

「雇用・労働・生産性省は児童就労問題を固有に扱う組織であり、労働条件及び労働者の保護に関する法律規定の施行を担当する監査部門を設置している。監査部門にはあらゆる部門を対象に合計 400 人近い監査官が勤務しているが、工場監査官は国全体で 50 人不足である。解雇の脅迫や恐怖による苦情が被害者又はその保護者から提出されることはめったになかった。労働監査は定期的に実施されず、違法就労について苦情ではなく疑念が生じた場合に臨時的に行われた。同省は監査を実施したのは主に正規部門で、児童就労が重大な問題であるという報告はなかった。NAPTIP [National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons] は児童労働法の施行を一部担当するが、主な職務は人身売買被害者と児童就労被害者の社会復帰である。

「政府の児童就労防止政策には、介入、擁護、意識啓発、法律制定、有害な労働状況からの子供の撤退及び撤退後の子供の社会復帰及び教育などが盛り込まれている。雇用・労働・生産性省は同法の施行責任を負う。同省は 2007 年を通じて、110 回の児童就労監査、410 回の定期労働監査及び全国監査を 4 回実施した。2006 年には、児童労働法に関わる労働監査官およそ 120 人の訓練、農業、鉱業及び非正規部門のハイリスク活動の監査を行う上級監査官 80 人の研修、さらに、上記の重要部門の緊急評価調査を担当する上級監査官 20 人に対し研修訓練も行った。2007 年末時点で、継続的に行われている訓練プログラムの正確な予算総額は確認できなかったが、同省の報告によれば、合計 10 の訓練プログラム及び意識向上プログラムの他、児童就労職員の追加採用につ

いては政府が資金を提供したということである。」 [3a] (第 6 節 d)

- 25.10 2009 年 2 月 25 日に公表された米務省の人権実践に関する国別報告 2008 ナイジェリア編 (USSD 2008 人権報告書)が国内治安について述べたところによれば、「政府は子供の権利保護を意図する法律を頻繁に執行しなかつただけでなく、不適正な方法で執行した。」 [3a] (第 5 節)

### 司法の権利と刑事上の権利

- 25.11 子供の権利法 2003 について述べた 2007 年 8 月付けの UNICEF 情報シート によれば、

「同法は『家庭裁判所』の設立を定めている。この裁判所は高等裁判所及び治安判事裁判所レベルで機能するものとなる...同法では児童司法行政が規定された...児童を刑事裁判の被告にすることは法で禁じられている...同法は 18 歳未満の児童に対する死刑の行使、禁固刑の行使及び体刑の行使を非合法化した。」 [19c]

- 25.12 USSD 2008 人権実践報告書によれば、

「児童の収監は法で禁じられているが、法務長官で司法相の Michael Aondoakaa によれば、現在 300 人を超える児童が収監されており、その多くは刑務所内で出生した子供であった。Aondoakaa の話では、連邦政府はこうした児童の釈放命令を既に出しており、児童はもとより母親の特定及び釈放を行う予定だということである。その年の末までに収監者又は児童が釈放された事実を示す情報は得られなかった。」 [3a] (第 5 節)

- 25.13 2008 年 12 月 28 日の『This Day』に掲載された児童虐待に関する記事『ナイジェリア: 児童虐待が続く国の未来』によれば、

「...これを受けて、Lagos 州政府は子供の権利法に署名し法律として成立させた。この事実は非行少年や低年齢労働者人口の増大を考えると、歓迎すべき展開だと評された。同法では児童虐待を当該児童の身体及び精神的健康と発達を危険にさらす行為に...分類しており、個人、公的又は民間組織、裁判所、行政府若しくは立法機関が実施するいかなる措置においても、子供の最良の利益が最優先に検討され、子供の最良の利益が常に最優先事項でなければならぬと定めている。」 [43e]

- 25.14 2008年11月30日の *Daily Independent* の記事『ナイジェリア: 人権侵害をに抗議するデモ行進の子供』によれば、「Mediacon 社長は...児童虐待に関する全国及び州の公式統計データはないと述べ、報告された事件の多くは Lagos 州で起こっており、1カ月に平均 10 件の事件が起こっていると強調した。」 [54]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 児童に対する暴力

- 25.15 USSD 2008 人権報告書によれば、FGM はナイジェリア南部地域に住む少女によく見られた (FGM に関する下記項目を参照)。同報告書の記載内容によれば、

「児童虐待事件、乳児遺棄事件、児童買春事件及び身体的危険性の高い児童就労の実施事件は、依然として国内全域で頻繁に発生した。政府は児童虐待及び育児放棄を批判したが、少女の身売り結婚等の子供に有害な伝統的慣行を抑制する相応の措置を講じなかった。貧困家族が家計の補助手段として娘を身売り結婚させたという信頼できる報告が複数あった。場合によっては、婚前性交に伴う『不品行』を阻止する目的や他の文化的及び宗教的理由で、年齢に関係なく年頃になった時点ですぐ強制結婚させられた少女もいた。人権擁護団体の報告によれば、少女の性的虐待及び強姦は特に北部地域で頻繁に発生した。1月3日、Kano 州副警察署長 Suleiman Abba は、児童強姦事件の急増を報告し、2007 年後半を通じて 54 件を記録し、前半に記録された件数の 3 分の 2 を超える数字であったと述べた。

「多くの子供達が住む家がなく路上生活を送っている。その人数に関する統計データはわからなかった。子供が路上生活を送るようになる主な要因としては、家庭の不安定、貧困、飢餓、親による虐待及び暴力、コミュニティで発生した武力衝突に起因する避難生活などが挙げられる。路上孤児の HIV/エイズ感染率も大きく増加した。

「北部地域には、およそ 200 万人の『almajirai』(コーラン学校の生徒)がいる。これはイスラム教師と生活しながら勉強することを期待して親が農村地域から都市部に送り出した子供のことである。しかし、almajirai の多くは授業を受ける代わりに子供物乞いになり、手仕事や教師に金銭の無心を強要された。

この金銭は教師にわたることになっていた。イスラム教師は **almajirai** に十分な宿泊施設と食料を供給しないことが多く、子供の多くは事実上のホームレスであった。政府はその年を通じて、コーラン教育の普通教育制度導入に向けて **15** の州にそれぞれ **9000** 万ナaira(約 **770,000** 米ドル)を提供した。こそ教育普遍化庁の上級職員の報告によれば、計画に参加した州は **almajirai** の社会復帰、統合及び教育を目標とするプロジェクトに向けて、それぞれ **6000** 万ナaira (**51,300** 米ドル)を提供された。[3a] (第 5 節)

子供の人身売買も参照のこと。

## 女性器切除

25.16 2005 年の子供の権利に関する第 38 回 United Nations Committee 会議に提出された OMCT 報告書によれば、

「 [女性器]切除を行う年齢は 3 カ月から 17 歳又は第 1 子出産後まで様々である。FGM の実施に州政府が介入することはプライバシー権侵害とみなされる。しかし、多くの少女が例えばこの慣行に用いられる不衛生な方法による HIV 感染などの健康上の危険に直面している。

「国別報告書[CRC に向けたナイジェリアの第 2 回定期報告書]によれば、『女性器切除防止法は既に下院を通過し、上院を通過すれば大統領の署名を経て法律として成立することになる。』しかし、現時点で、同法案はまだ採択に至っていない...ただし、一部の州では女性の陰核及び性器切除禁止法が可決された。CRC に向けたナイジェリアの報告書では、FGM その他の有害な伝統的慣行が引き続き行われていることは政府の認識するところであり、その根絶にむけた努力が行われているとうことである。市民団体の啓蒙活動と動員努力、また女子の就学率上昇により FGM の事例報告は減少しつつある。しかし、この慣行はナイジェリアにおいて依然普及しており、女性器切除を受ける女性の女性人口に占める比率は依然として高い。[39] (p18-19)

合法性及び州政府の保護措置を含むFGMの詳細に関しては、 女性: 女性器切除 及びFGMに関する内務省国境庁報告書  
<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/africa-fgm-080708.doc>を参照のこと。

## 子供の養育と保護

## 早婚

25.17 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「Abuja 市を拠点とする United Nations [International] Children's [Emergency] Fund (UNICEF) 職員の説明によれば、ナイジェリアでは子供の定義は(特に年齢に関しては)普遍化されていない。子供の権利条約及びナイジェリアの子供の権利法によれば、子供は 18 歳未満の個人と定義される。多くの - 特にナイジェリア北部地域に居住する - 国民にとって、子供は思春期に達した時点から結婚適齢者である。一部の州では早婚を禁止する法律が可決された。早婚とイスラム教信仰の間には明確な関係がある。」 [20] (p29)

25.18 2005 年の子供の権利に関する第 38 回 United Nations Committee 会議に提出された OMCT 報告書によれば、

「ナイジェリアでは、法律の一貫性欠如と子供の権利法が採択される以前に最低婚姻年齢の明確な規定がなかったことにより、多くの場合は貞節を守る手段として早婚が引き続き行われている。婚姻法の第 18 節は、両親の同意を得ることを条件に、21 歳未満の個人の婚姻が認めている。国別報告書[CRC に向けたナイジェリアの第 2 回定期報告書]は、『婚姻年齢は意見の分かれる問題であり、年齢は場所によって異なる。例えば、ナイジェリア北西部及び中西部では婚姻年齢は 14 歳だが、北中部では 2 度目の月経と 3 度目の月経の間とされる。これに対し南部州では 16 歳から 18 歳の間である。』と認めている。しかし、ナイジェリア当局は、法律だけでなく慣習の上でも最低婚姻年齢を 18 歳とすることを求めている。

「しかし、慣習的に見ると、この問題の関係者も国民の多数派も依然として早婚が少女に与え得る悪影響に気付いていない。早婚は多くの場合、少女の教育の機会を制限し、社会的に不遇な立場に追いやってしまう。実際のところ、ナイジェリアには教育を受けなかった女性及び少女が 3600 万人もいる。しかし、さらに憂慮されるのは、早婚は[1 人の]少女の身体的、精神的及び情緒的健康にも悪影響を及ぼす可能性があることである。性と生殖に関する健康を含む健康管理の権利を少女から剥奪するという事実を別にしても、早婚は少女をその夫に完全に依存する立場に据えてしまう。」 [39] (p17-18)

25.19 ナイジェリアにおける早婚と若年妊娠の影響を特集した Channel 4 のテレビ番

組に関する 2008 年 11 月 28 日の記事によれば、ナイジェリア北部州では少女のおよそ半数が 15 歳までに結婚しており、相手の男性は多くの場合かなり年上だということである。またこの記事によれば、「ナイジェリアは早婚及び若年妊娠の発生率が世界で最も高い国の 1 つだということで、連邦政府は子供の権利法 2003 を可決することで、18 歳未満の結婚を禁じることを目指していた。しかしそれから 5 年を経て、この法律を採択した北部州は 1 つだけで、しかもその時点でさえ 18 歳は思春期という言葉で置き換えられた。」 [5]

女性、強制結婚も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 孤児及び棄児の養護施設

25.20 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「Obiagwu (LEDAP) は、児童が孤児であり、近親血縁者が面倒を見ない場合は、その児童の養育義務は国にあると述べた。同伴者のいない子供の本国送還の場合は、子供の権利法に従って各州の社会福祉局がその子供と両親の再統合を引受ける。しかし、NGO の Civil Liberties Organisation (CLO) 職員によれば、ナイジェリア連邦政府には孤児又は棄児の養育を担当する部局も機関もないということである。同職員によれば、親のない子供に関わる組織は、子供の社会復帰を目指す Children's Organisation や Project Alert 等の NGO だけである。

「CLO 職員がさらに述べたところでは、国内には州政府が提供する孤児及び棄児の養護施設がいくつかあるが、数は極めて少なく、離れた場所に分散されている上、受入れ児童の養育に関する最低基本基準が規定されていない。職員によれば、Enugu 州、Ogun 州及び Kaduna 州には州が運営する養護施設があるが、州政府は児童支援に向けて何もしていないため、施設の劣悪な条件を理由に施設から脱走する児童が複数いるということである。職員によれば、ナイジェリアには欧州諸国等の先進諸国にあるような連邦政府及び州政府系の社会福祉組織は存在しない。世間一般では孤児又は棄児は血縁者が面倒を見るものだと考えられている。」 [20] (p29)

25.21 British-Danish 2008 FFM 報告書の続きによれば、

「FFM 使節団員は、民間孤児院の孤児及び棄児の規定に注目し、その目的で Lagos 州にある孤児院『Arrows of God』を訪問した。

「『Arrows of God』院長を務める牧師 Deborah Chinwe Ogo (元)中佐 の話では、この地域には州公認孤児院が 8 軒あり、この孤児院はその 1 つである。この『公認孤児院』は Lagos 州政府及び連邦政府に登録されており、孤児院の役割を果たすことを正式に認可されている。年に 4 回の頻度で他の孤児院及び連邦政府その他の機関の代表と会議を行っている。院長が補足したところでは、孤児院は家族捜索業務も行っている。

「FFM 使節団員によれば、孤児院の建物は狭く老朽化が進んでいたが、2007 年 9 月の訪問時には修復工事が行われていた。孤児院長の説明によれば、孤児院には、調理場、入浴設備、トイレ及び共同寝室等の子供の生活に必要な基本的設備が備わっている。子供達は一日 3 度の食事を提供される。孤児院は国営電力ネットワークと契約しており、停電に備えて自家発電設備を備えているということであった。

「院長の話によれば、教会組織から引き取られた子供もいるが、孤児院の子供の大半は警察から委託された子供達である。障害児、つまり聴覚障害者や発話障害者は Lagos の別の地域にある同孤児院の支部が面倒を見ている。孤児院の収容年齢は乳児から 19 歳までである。孤児院では 3 歳児までの養子縁組も行った。FFM が訪問した時には、180 人の孤児がこの孤児院の庇護下にあり、その一部は学生寮又は大学の寮に下宿していた。この孤児院はボランティアによって運営されており、ボランティアの寄付金から資金を調達している。児童は就学前教育から初等教育までは孤児院で教育を受ける。習熟度によっては 10 歳、11 歳又は 12 歳から中等教育機関に通うことができる。[20] (p31)

「同孤児院長によれば、孤児院に引取られた児童は全員血液検査を受けることになっており、HIV 感染が発見された場合は、Lagos 州にある Mother Theresa Home に委託され、そこで疾病治療を受ける。これと同様に、身体障害者や視覚障害者は Government School for the Disabled と Government School for the Blind にそれぞれ委ねられる。政府は障害児用の孤児院も運営している。同孤児院長によれば、Lagos 州政府は複数の孤児院を運営しているが、州政府がこれらの孤児院に充当している資金や施設の実情についてはわからないということだった。院長の知る限りでは、Lagos 州には連邦政府の運営する孤児院はない。院長の認識によれば、他の州には政府系孤児院があるがその数はわからないということである。児童全体の健康状態に関して言うと、この孤児院は治

療対象児童及び孤児院の支払い能力に応じた医療費について民間病院の J  
Rapha Hospital と取決めを結んでいる。[20] (p32)

目次に戻る  
出典リストへ

## 子供の人身売買

25.22 ナイジェリアにおける子供の人身売買について述べた 2007 年 3 月付けの  
United Nations International Children's Emergency Fund UNICEF (UNICEF)情  
報シート によれば、

「家事労働、売春その他の形態の搾取労働を目的とする子供の人身売買はナイ  
ジェリアに蔓延する現象である。人身売買の内密性を考えればわかるように、  
正確かつ信頼できる数字は入手しにくい...FOS/ILO National Child Labour  
Survey (2003) の推定では、ナイジェリアではおよそ 1500 万人の子供が児童  
就労に従事しているとされ、そのうち 40%は国内の強制労働、売春、娯楽、  
ポルノ、武力紛争又場合によっては儀式殺人の目的で国内外の人身売買の対象  
になる危険に瀕している。

「ナイジェリアは人身売買被害者の送り出し国であり、通過地であり、受入国  
である。現在、海外への児童人身売買はナイジェリアとガボン、カメルーン、  
ニジェール、イタリア、スペイン、ベナン共和国及びサウジアラビアとの間で  
行われている。

NAPTIP/UNICEF のナイジェリア南部州における児童人身売買の状況評価  
(2004)の報告によれば、ナイジェリアでは本国に送還される海外人身売買の被  
害者の 46%は子供で、男女比で見ると女兒が 7 で男児が 3 である。被害者は  
主に売春(46%)をさせられ、次いで家事労働(21%)、強制労働(15%)、娯楽活動  
(8%)の順に多くなっている。ナイジェリアでは強制労働(32%)、家事労働(31%)  
及び売春(30%)目的の国内人身売買も報告された。多くの場合、Imo 州、Abia  
州及び Akwa-Ibom 州といった南東部州の少年はガボン、赤道ギニア及びコン  
ゴに売られ、Kwara 州の少年は農場労働を目的にトーゴやマリに売られてい  
る....ナイジェリアで多くの子供が人身売買の対象になりやすい理由は、大家族  
制、急速な都市化と公共サービスの悪化から識字率の低下さらに中退率の増大  
に至るまで様々である。受入国の安価な性労働者の需要は、この減少の悪化と

この種の犯罪網の拡大に大きく寄与している。大家族を抱える親は大勢の子供の世話を負担に感じていることが多く、人身売買業者に騙されて子供の何人かを都市居住者や場合によっては生活の向上を約束する見ず知らずの他人に安い値段で売ってしまうことがよくある。

「西アフリカでは拡大家族のセーフティネット(安全網)の一環として親族養育を含む里親制度が盛んであり、文化的に広く受け入れられているが、人身売買業者はこの制度に対する人々の信頼を悪用している。一部ではひどく窮乏したあまり知識のない親が人身売買業者に協力して、わずかな金と引替えに子供を譲り渡してしまう事例が確認された。こうした無節操な家庭の子供達が人身売買や金目当ての搾取行為の犠牲になる事例はますます多くなっている。

「ナイジェリアの貧しい経済状況は、失業と学校中退者の増大を招いた。この状況は仕事にも学校にも行かない子供や青少年の人口層を生み出した。。こうした層は学校に通う同級生よりも人身売買の対象になる確率をはるかに高い。家を出て仕事を探すことに意欲的な 10 代若年層は特に、物質的欲望に駆られることが多い。これ以外では単に生き延びる問題になる者も多い。」 [19]

#### 25.23 USSD 2008 人権報告書によれば、

「人身売買される危険が最も高いのは女性と子供であった。少年の人身売買の場合は主に債務労働者、行商人及び物乞いとして働かせることが目的であったが、少女の人身売買の場合は家事労働、行商及び商業的性的搾取が目的であった。子供の人身売買は国内が多く、女性の取引も見られたが人数は子供ほど多くなかった。農村児童が家事労働、露天商及び物乞い目的に大都市に売られる事例が複数確認された。」 [3a] (第 5 節)

#### 25.24 2009 年 9 月 10 日に公表された US Department of Labor 2008 報告書『最悪の形態の児童就労』によれば、「子供の商業的性的搾取は Port Harcourt 市、Bonny 島及び Lagos 州などのナイジェリアの複数の都市で発生した。ナイジェリア国内の難民キャンプの少女が売春等の性的搾取の対象にされているという報告もあった。」

[77]

人身売買も参照のこと。

#### 子供の人身売買根絶に向けた努力

25.25 ナイジェリアの児童人身売買に関する UNICEF 情報シートで述べられた様に、2007 年 3 月付けのナイジェリア政府と UNICEF は子供の人身売買について懸念しており、それに取組むために複数の措置を講じた。

「2003 年 7 月、ナイジェリア議会であらゆる形態の人身売買を禁止し、犯罪網から子供と大人を守る法的枠組みである、人身売買の禁止及び管理法が可決された。この法律により、事件調査による人身売買根絶、犯罪者の訴追、被害者の救出及び社会復帰を目指す **National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons and Other Related matters (NAPTIP)** が設立された。NAPTIP は救助/本国送還された児童を収容する保護施設を開設する一方で、家族の特定調査を実施した。

「NAPTIP は警察、**Immigration and Civil Society Organizations** と協力して以下のような成果を挙げた。

- 「**調査と逮捕**」 [出典文献の本文では斜体表記]
- 2006 年には 64 件を超える調査を行った。
- 2005 年以降、人身売買業者 12 人が起訴の上有罪判決を受けた、現在服役中である。
- 現在 32 件の事件が異なる段階で係争中である。
  
- **救出と社会復帰** [出典文献の本文では斜体表記]
- 2004 年 2 月から 2006 年 12 月までに乳児 6 人を含む合計 757 人の被害者を救出した。
- 2004 年には 73 人の被害者を救出した。
- 2005 年には 387 人の被害者が救出され 2005 年にカウンセリングが行われた。
- 2006 年には 384 人の被害者が救出された。

「被害者の大多数はナイジェリア人女性で、それ以外はベナン人、トーゴ人及びガーナ人であるが人数は少ない...2005 年 6 月にナイジェリア連邦政府とベナン共和国間で子供の人身売買根絶に向けた協力合意が調印されたことは 1 つの大きな進歩であった。この協定文書では両国の国境警備に当たる合同安全監視班が規定されており、注目に値する。ナイジェリア政府は現在、ニジェール及びカメルーンとの新たな二国間協定を検討中である。

「2006年7月、Abuja市でECOWAS [Economic Community of West African States] と ECCAS [Economic Community of Central African States]の主催による合同地域会議が開催され、NAPTIPも積極的に参加した。この会議はUNICEF [United Nations Children's Fund]、ILO [International Labor Organization]、UNODC [United Nations Office on Drugs and Crime]、IOM [International Organization for Migration]及びOffice of the Special Adviser to the President on Trafficking in Personsの協力の下に、西アフリカ及び中央アフリカにおける人身売買根絶に向けた共通行動基盤を策定する意図で行われた。この目的に向けて、女性及び児童の人身売買撲滅に関する多国籍協力合意に加盟18カ国が調印した...子供の人身売買に取り組むための直接介入に加え、UNICEFはその最優先事項にナイジェリア全域に蔓延する児童への虐待と暴力、及び子供の人身売買を防ぐ予防的環境の構築を挙げている。

「NAPTIPが国家機関として発足した当初から、UNICEFはその組織的能力開発を支援しており、その協力の下に、南北22州に人身売買反対ネットワークが創設された。またUNICEFは、NAPTIPの保護施設を支援する一方で、NAPTIP職員が子供達に十分な支援を提供できるよう、職員を対象に精神面を配慮した社会復帰に関する訓練も行っている。

「若年者を人身売買から守るために、UNICEFはSwedish International Development Agency (SIDA)とUK National Committeeの協力を得てYouth Resource centerを設立した。この施設は健康促進、技能訓練、娯楽サービス、法律扶助及び若年者への情報提供を行う...UNICEFはNGOネットワークの人身売買根絶及び被害者救助活動を支援している。Edo州、Lagos州、Cross Rivers州、Rivers州、Taraba州、Osun州、Kano州及びF.C.Tで発生する子供の人身売買、児童就労及び児童虐待に反対するCivil Society Networkの行動によって、14,000人の子供が人身売買に関する総合情報を入手できるようになり、43人の児童が家族と再会し家に帰ることができた。また、1,317人に生活技能/職業訓練及びカウンセリングが行われた。NGOはその活動を通じて、子供達に教育、職業訓練及び保健医療の利用機会を与えている。

「これに加え、マスコミ、広告及び意識向上活動が特に重視されている。これによって、人身売買に関する調査が実施され、様々な報告や社説記事、ポスターが掲載された他、ラジオドラマやコマーシャルソングが放映されるようになった。」 [19]

25.26 2009年9月10日に公表されたUS Department of Labor 2008 報告書『最悪の

形態の児童就労』によれば、「NAPTIP の報告では、2008 年 1 月から 5 月までの間に 同組織によって 0 歳から 12 歳の児童 172 人と 13 歳から 18 歳の児童 147 人が救出された。[77]

人身売買も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 教育

25.27 USSD 2008 人権報告書によれば、

「公立学校は依然として水準が低く、学校数の不足により多くの子供が教育を受ける機会を逸している。法は『実施可能な場合は』無償で普通初等教育の無償化を政府に求めている...国内の多くの地域で、社会的及び経済的理由により教育を受ける機会において差別を受けるのは女子である。経済的困難から家族が子供を学校に通わせる能力に制約が生じると、たいていの女子は家事労働、行商及び路上販売などの活動に振り分けられる。中等教育及び初等教育にどちらを就学させるかという決定では、たいていの親が女子より男子を優先した。識字率を見ると、男性が 58%であるのに対し、女性はわずか 41%であった。」  
[3a] (第 5 節)

25.28 Europa World (2008 年 6 月閲覧)のナイジェリアの項目に記載された内容によれば、初等教育は 6 歳から 6 年間である。中等教育は 12 歳からでやはり 6 年間である。前期中等教育(6 歳から 15 歳まで)は無償の義務教育である。[1]

25.29 United Nations Girls' Education Initiative が 2008 年 5 月に公表した報告書によれば、

「2005 年度公立学校統計調査 (NSC) の結果、初等教育の純就学率[NER]は 83.71% [男子 87.01%、女子 81.39%] で、これは初等教育就学年齢[6 歳から 11 歳 ]児のかなりの割合[16%] が初等教育を受けなかったことを示すものである。これは今後の励みになる数字に見えるかもしれないが、ナイジェリア南部と北部地域間には、かなりの地理的及び性別格差がある。これは深く根付いた社会文化的要因によるものである。一部の南部州では女子の NER は in 70%

であるのに対し、一部の北部州では **24%** になっている。

「中等教育では状況はさらに悪くなり女子の全国就学率は **44%** である。地域別に見ると驚くべき格差が見られ、南西部の女子 **NER** は **60%** であるのに対し、北西部は **10%** という気の滅入るような数字が示されている。

「**2002** 年から **2005** 年の **3** 年間で男子の修了率は **3%** (**83.4%** から **86.4%** に) 上昇したが、女子は **8%** (**83%** から **75%** に) 低下した。(男女比 - GR で評価する) 性別参加率も男子に好意的で、州及び地域全体で見た初等教育就学率は男女で大きな差があった。

「この根本的原因としては、親も認める女子教育に対する価値観の低さ、早婚、貧困、女子教育に対する世間の価値観の低さに伴う低水準の教育環境、有害な慣行、地方の信仰及び女子教育に悪影響を及ぼす規範などが挙げられる。連邦政府はこの中退をなくすために、児童が男女の別なく初等教育課程を完全履修できるようにすることを目指して努力している。この努力は育成パートナー、市民団体組織、民間部門及び慈善家や慈善団体との緊密な協力において行われる。

「**UNICEF Nigeria** その他の育成パートナーはナイジェリア政府と協力して女子教育の推進に尽力しており、女子の教育参加の推進強化を目指した **Girls Education Project (GEP)** を初めとする様々なイニシアティブに取り組んできた... **Girls' Education Project** は発足当初から女子の教育機会拡大において記録的な成功を収め続けている。同プロジェクトの実施段階で、就学率及び出席率の向上と男女差の縮小が見られた。プロジェクト重点実施コミュニティでは、女子就学率が **2005** 年比で平均 **73%** 上昇した。これによって **GEP** 重点実施校の就学率は **2005** 年の **44%** から **2007** 年には **31%** まで上昇する結果となった。**GEP** 対象校では出席率も **11.9%** 上昇し、女子の出席率は **39%** 増大した。」 **[50]**

#### 25.30 EIU の 2008 カントリープロファイル、ナイジェリア編によれば、

「**Central Bank of Nigeria (CBN)** のデータが示すように、**2002** 年から **2006** 年の連邦政府の経常支出に占める教育支出の割合は平均 **8.3%** 前後で、設備投資の **4.7%** を占める。一般人口の識字率の向上も見られた。 **UNDP [United Nations Development Programme]** の成人識字率は **1975-94** の **55.4%** から **1995-2005** には **69.1%** まで上昇した。しかし、多くの現地情報筋によれば、公立学校の教育水準は過去 **20** 年間で低下したということである。これにより、

主に都市部で私立の初等及び中等教育学校の数が著しく増加し...私立学校の教育を受けるエリート児童の割合が相対的に大きく増えつつある ...1999 年 9 月、当時の大統領 Olusegun Obasanjo は非識字者の根絶を目指した普通基礎教育(UBE)の無償化と義務化計画 に着手した。これは 1976 年に導入された普通初等教育プログラムとほぼ同じである。政府の主張では、この計画は相応の成功を収め、過去 5 年間にわたる学校増設により学校当たり生徒数が減少した。CBN data によれば、初等学校数は 2000 年の 48,860 校から 2005 年には 59,340 校に増え、中等学校の場合は 8,275 校から 12,610 校になった。ただし、このうち私立学校がどの位の割合を占めるかは明らかではない。しかし現状では、政府は今後も教育水準の大幅な向上を目指し、十分な資金、施設及び有資格教師の調達に向けて努力する意向を示している。 [10] (p17).

25.31 2009 年 9 月 10 日に公表された US Department of Labor 2008 報告書『最悪の形態の児童就労』によれば、

「男児をコーラン学校に通わせ、職業要素や見習い要素が組込まれることもあるイスラム教育を受けさせる慣習は、一部の少年は訓練を受けたが、教師に強制されて物乞いになり稼いだ金を渡す若しくは手仕事をさせられた少年もいる。こうした少年は十分な食事も居住場所も与えられないことが多い。多くの場合物乞いで金を稼ぐストリートチルドレンや路上物売りの数が都市部で増加したという報告があった。」 [77]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 健康と福祉

25.32 USSD 2008 人権報告書によれば、「国営保険医療機関の利用機会は男児及び女児に平等に与えられたが、幼児疾患の予防接種の完全実施可能性は女児が男児を大きく上回っている。予防接種完了率は女児が 17%で、男児は 9.1 %であった。」 [3a]

25.33 UNICEF の文献(日付不明)『妊産婦及び子供の健康』によれば、

「マラリア、肺炎、下痢症、麻疹及び HIV/エイズ等の予防可能又は治療可能疾

患は、ナイジェリアの5歳未満児の推定死亡数100万人の70%を超える。ナイジェリアで5歳未満児の大多数が病気に罹患し死亡する根本的な原因は栄養障害である。栄養障害はこの年齢層の児童の死亡原因の半分以上を占めている。

「ナイジェリアでは乳児死亡数が5歳未満児の総死亡数の4分の1を占める。乳児死亡は生後1週間以内に起きることが圧倒的に多く、その主な原因は妊娠期間及び分娩中に起こる合併症で、これは新生児生存率と妊産婦ケアの質の密接な関係を反映する。乳児死亡の主な原因は呼吸停止、破傷風等の重い感染症及び未熟児出産などである。」 [19e]

医療問題、女性 及び概観も参照のこと。

## 学習障害児の施設

25.34 Landinfo 2006 FFM 報告書によれば、

「Abengowe [Abuja Clinics]教授によれば、ナイジェリアでは、学習障害児はいかなる障害(自閉症とダウン症が挙げられた)であっても極めて制限が厳しく、これはLagos州都Abuja市の民間医療機関でもそうである。場合によっては大学付属診療所の勤務医が特に関心を示すかもしれないが、その場合でも子供に対応する人材はほとんど見つからないと思われる。『貧しい家庭はその状況に自力で対処しており、裕福な家庭は治療のために子供を外国に連れて行く』同氏の話の続きによれば、伝道師の団体が支援を提供することがあり、こうした子供用の施設がいくつかある。『しかし、学習障害児の数から見ると大海の一滴に過ぎない。こうした子供達が親に捨てられた事例はなかったが、不幸なことに精神障害者施設に入れられるのが一般的である。』 [40b] (p26)

25.35 2005年の第38回 United Nations Committee on the Rights of the Child 会議に向けた World Organization Against Torture の報告書によれば、

「ナイジェリアでは障害児を含む障害者は、一般的に家族内でも社会においてもほとんど配慮されない存在で、差別扱いされることが多い...障害者人口の増加傾向は憂慮すべきものだが、障害児支援部門を含め、国の社会福祉部局は依然として水準が低い。障害者向け特別養護機関がないわけではないが、多くはNGOが経営するものであり、政府の資金援助があるにもかかわらず適切な設備が完備されていない...」 [UN] Committee [on the Rights of the Child]

に提示された国別報告書[CRC に向けたナイジェリアの第 2 回定期報告書]には『ナイジェリア政府は障害児の完全な発展及び生命の享受の全面実施に向けて少なからず努力を続けている。』とあるが、この努力は不十分であり、『障害児の現状と苦しい立場に対する意識が欠けている[...]』という見方もある。また、『[...] この特殊児童に対する予算割当てが低いこと』や『政府はここ何年もの間、専門家/介護者の訓練を奨励していないこと』も一般に認められている。」 [39] (p21)

目次に戻る  
出典リストへ

## 正式文書

### 出生届と出生証明書

25.36 2008 年 9 月 9 日の UNICEF の記事『出生届推進運動は子供に第 2 の機会を与える』によれば、「ナイジェリア政府は子供の権利条約 – 第 7 条で出生時における子供の身元証明のための強制登録が規定される – 同国では出生時に登録される子供は全体のわずか 30%である...UNICEF は Kano 州当局と協力して、合計 4,140 人の出生届担当特別職員に戸別訪問の研修を実施した。」 [19d]

25.37 出生証明書の問題について US Department of State Reciprocity Schedule が述べたように、「1970 年以降に生まれた子供については、出生証明書は概ね入手可能である。Lagos 州では出生届と死亡届は義務化されている。1992 年から出生証明書は National Population Commission が発行している。」 [3e]

25.38 2008 年 8 月 5 日の Immigration and Refugee Board of Canada の情報要請回答『出生届手続き』によれば、

「ナイジェリアでは出生届は国民の義務であるが、実際の登録率はかなり低い。助言を求めた一部の情報筋...の指摘では、出生登録率の全国平均は 30%である。UNICEF によれば、都市部の出生登録率は 50%前後であるのに対し、農村部ではわずか 21%である。ナイジェリアの出生登録率が低い要因はいくつかある。これは、現行法及び出生届の重要性に対する意識欠如、登録機関の不足、限られた財源及び有効な登録インフラの不足などである。

「伝えられるところでは、出生届は入学手続き、渡航書類の発行及び改正予定

の国民身分証明書に不可欠である。

「ナイジェリアでは 1992 年から、出生届は **National Population Commission (NPC)** の管轄になった。病院以外で出生する個人 (自宅出産など) の場合は、**NPC** に登録に行く者がいなくなるが、この場合は、親は地方自治体から子供がその自治体地域で生まれたことを説明する宣誓書を入手することができる。この宣誓書は後日 **NPC** に送付され、その時点で子供の出生が登録され出生証明書が発行されることになっている...ナイジェリアでは、特定の病院、教会及び市町村に出生証明書の発行を許可しているが、この証明書は **NPC** で登録するために差し戻さなければならないことになっている。

「1992 年より前に生まれた個人も **NPC** の出生証明書を入手することができる。 **NPC** に登録する時は、上記の個人は地方自治体が発行した宣誓書を提示した上で聞き取り調査を受けなければならない。 **NPC** が発行する出生証明書は 1992 年より前に生まれた個人が有効であることを示す。

「伝えられるところによれば、**NPC** が発行する出生証明書は標準的なものである...出生証明書には個人の氏名、父親の氏名、母親の氏名、出生場所及び誕生日時などが記載される。

「**NPC** のウェブサイトが指摘するところによれば、出生登録は無料で、出生後 6 日以内に登録しなければならない。登録に際しては、両親は以下の情報、つまり、子供の氏名、出産方法及び出産順位を含む出生場所、母親の氏名、出産時の年齢、婚姻の有無、学歴、民族名と住所、父親の氏名、子供の出生時の年齢、婚姻の有無、学歴、民族名と住所を訊かれることがある。

「同ウェブサイトによれば、出生登録を行う場所は複数設置されている。これは **NPC** 登録センター、地方自治体本部の **NPC** 事務所、病院や医療施設に併設される **NPC** デスクなどで、これ以外にもいくつか指定場所があるが詳細は不明である。2007 年時点で、**NPC** の登録施設は全国に 2,322 箇所、又は各地方自治体にほぼ 3 箇所設置されていたということである。」 [38e]

偽造文書と不正入手文書も参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ